

令和 3 年度

業 務 概 要

(令和 2 年度実績)

秋田県生活環境部生活衛生課

目 次

第 1 表	機構及び事務分掌	1
-------	----------	---

《生活衛生》

事務事業実施方針		3
第 2 表	秋田県生活衛生適正化審議会委員名簿	5
第 3 表	クリーニング師試験委員名簿	5
第 4 表	生活衛生関係営業施設数（市町村別）	6
第 5 表	生活衛生関係営業施設数（保健所）	7
第 6 表	生活衛生関係営業施設の許可・確認・承認件数	8
第 7 表	生活衛生関係営業施設監視指導件数	9
第 8 表	理容師・美容師・クリーニング師数	10
第 9 表	クリーニング師試験の実施状況	10
第 10 表	生活衛生関係同業組合及び組合員数	11
第 11 表	日本政策金融公庫資金の申込・貸付状況	12
第 12 表	墓地、火葬場及び納骨堂の施設数	13
第 13 表	公衆浴場入浴料金の改定状況	14
第 14 表	家庭用品の試買検査状況	14
第 15 表	遊泳用プール施設数	14
第 16 表	遊泳用プール施設監視指導件数	14
第 17 表	特定建築物施設数	15
第 18 表	特定建築物監視指導件数	15
第 19 表	建築物衛生法に基づく登録事業者数	15

《食品の安全・安心》

事務事業実施方針		16
第 20 表	営業施設数（許可を要する施設）	17
第 21 表	営業施設数（許可を要しない施設）	18
第 22 表	営業許可申請処理状況	19
第 23 表	重点監視対象施設等に対する監視状況	20
第 24 表	施設の監視指導状況（許可を要する施設）	21
第 25 表	施設の監視指導状況（許可を要しない施設）	22
第 26 表	重点監視対象施設監視指導状況	23
第 27 表	HACCPの管理手法を用いた営業施設等の監視指導状況	24
第 28 表	違反食品等発見届出状況（総括）	25
第 29 表	違反食品等の発見状況（現場検査）	26
第 30 表	行政検査実施状況（総括）	27
第 31 表	行政検査実施状況（収去検査）	28
第 32 表	行政検査実施状況（特殊検査）	29
第 33 表	行政検査違反内訳	30
第 34 表	行政検査実施状況（食中毒等の原因究明検査）	31
第 35 表	食中毒発生状況（総括）（秋田市を除く）	32
第 36 表	秋田県食中毒一覧（秋田市を除く）	33
第 37 表	行政処分等措置状況	34
第 38 表	衛生教育等実施状況	35
第 39 表	製菓衛生師試験実施状況及び製菓衛生師名簿登録者数	36
第 40 表	製菓衛生師免許申請等状況	37
第 41 表	食品衛生管理者設置状況	38
第 42 表	ふぐ取扱講習会修了者数及び営業届出施設数	39
第 43 表	自主管理推進状況	40
第 44 表	食中毒警報発令状況	41
第 45 表	と畜場設置状況	42

第 4 6 表	と畜検査実施状況（畜種別）	4 2
第 4 7 表	と畜検査に基づく措置状況（畜種別）	4 3
第 4 8 表	精密検査実施状況	4 4
第 4 9 表	と畜場の衛生管理に関する検査（ふきとり検査等）	4 4
第 5 0 表	食肉等モニタリング検査実施状況	4 5
第 5 1 表	大規模食鳥処理場検査・処分状況	4 6
第 5 2 表	認定小規模食鳥処理場措置状況	4 6
第 5 3 表	食鳥処理確認状況（食鳥別）	4 7
第 5 4 表	食鳥処理衛生管理者設置状況	4 7
第 5 5 表	死亡獣畜取扱場等施設数及び監視指導状況	4 8
第 5 6 表	死亡獣畜取扱場利用状況	4 9
第 5 7 表	畜舎等施設数（指定区域内）及び行政処分等	5 0
第 5 8 表	秋田県食品安全推進会議の構成機関	5 1
第 5 9 表	秋田県食品安全推進委員会及び秋田県食品安全推進会議の開催状況等	5 2
第 6 0 表	秋田県食品安全推進委員会委員名簿	5 3
第 6 1 表	食品安全地域懇談会の開催状況	5 4

《狂犬病予防、動物の愛護及び管理》

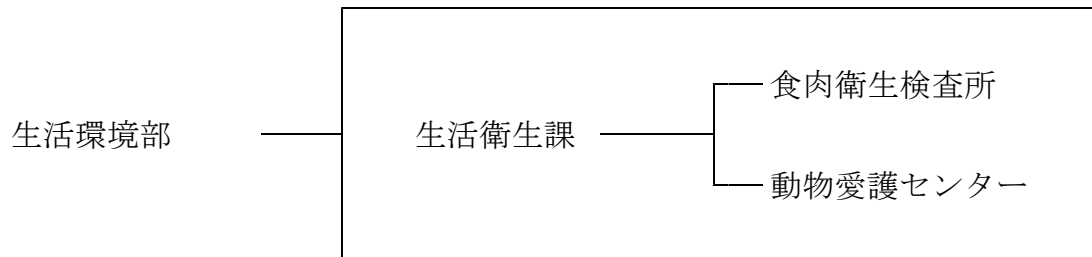
事務事業実施方針	5 5	
第 6 2 表	狂犬病予防業務等実施状況	5 6
第 6 3 表	犬の危害防止業務実施状況	5 7
第 6 4 表	犬に関する被害・苦情の届出状況	5 8
第 6 5 表	犬による咬傷事故状況	5 9
第 6 6 表	犬取締車等運行状況	6 0
第 6 7 表	犬に関する相談受理状況	6 1
第 6 8 表	猫苦情等届出状況	6 2
第 6 9 表	猫の引取り事務等	6 3
第 7 0 表	第一種動物取扱業施設数	6 4
第 7 1 表	第二種動物取扱業施設数	6 4
第 7 2 表	特定動物の飼養許可等の状況	6 5
第 7 3 表	動物取扱業者の立入指導状況	6 5

《水 道》

事務事業実施方針	-----	6 6
第 7 4 表	水道の種類別による給水人口及び普及率の推移 -----	6 7
第 7 5 表	簡易専用水道施設数 -----	6 8
第 7 6 表	水道施設別監視指導件数 -----	6 9
第 7 7 表	水道整備国庫補助金年度別推移 -----	7 0

第1表 機構及び事務分掌

1) 機 構



2) 職員配置

区 分	参事(兼) 課長	主幹	副主幹	主査	主任	技師	計
生活衛生課	1	2	2	3	2	1	1 1

区 分	所長	次長	主幹	副主幹	専門員	主査	技師	計
食肉衛生 検査所	1	1	1	4	2	1	2	1 2

区 分	所長	次長	副主幹	専門員	主査	技師	技能 主任	計
動物愛護 センター	1	1	2	1	2	2	2	1 1

3) 事務分掌

課 名	班 名	分 掌 事 務
生活衛生課	総 務 班 TEL 018-860-1512 (県民生活課)	1 人事服務にすること 2 職員研修にすること 3 給与、旅費、福利厚生にすること 4 予算、決算、歳入、歳出にすること 5 物品にすること 6 動物愛護センターの総務にすること
	調整・生活衛生・水道班 TEL 018-860-1592	1 課の調整事務にすること 2 生活衛生関係営業六法にすること 3 遊泳用プールにすること 4 住宅宿泊事業法にすること 5 家庭用品の安全確保にすること 6 建築物の衛生的管理にすること 7 クリーニング師の試験・免許にすること 8 秋田県生活衛生営業指導センターにすること 9 生活衛生関係営業の振興にすること 10 生活衛生同業組合の指導にすること 11 衛生害虫にすること 12 秋田県水道ビジョンにすること 13 水道施設整備に係る技術的助言・指導にすること 14 水道事業認可等にすること 15 生活基盤施設耐震化等交付金等にすること
	食 品 安 全 ・ 動 物 愛 護 班 TEL 018-860-1593	1 食品衛生にすること 2 と畜場及び食肉衛生検査にすること 3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査にすること 4 化製場及び死亡獣畜処理にすること 5 製菓衛生師の試験免許にすること 6 食品の安全安心にすること 7 県食品安全推進委員会の事務にすること 8 県食品安全推進会議の事務にすること 9 国及び各自治体との連携にすること 10 食品安全に係る庁内関係部局との連絡調整 11 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理にすること

F A X : 018-860-3856

E-mail : Seikatsueiseika@pref.akita.lg.jp

生 活 衛 生

事務事業実施方針（生活衛生）

1 生活衛生同業組合に対する指導

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、理容、美容、クリーニング、興行、麺類飲食、飲食業、社交飲食業、旅館ホテル、鮎商、喫茶飲食、食肉、中華飲食業の12業種について生活衛生関係営業者の同業組合が組織されている。これら組合の振興の計画的推進、経営の健全化について指導を行う。

2 公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センターの充実強化

生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上と利用者等の利益の擁護を図るため、公益財団法人秋田県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生営業指導センター」という。）が行う相談指導その他事業に対して助成し、その充実強化に努める。

※ 日本政策金融公庫による生活衛生営業業者への一般貸付のうち、500万円を超える融資を受けるためには県の推薦が必要であり、委託先の生活衛生営業指導センターが推薦事務を行っている。
なお、貸付利率は、金融情勢によって改定されている。

3 生活衛生関係営業施設の監視指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所の各施設について、計画的に監視指導を行うとともに、公衆浴場の水質検査を行う。また、レジオネラ症防止対策として、行政検査を実施するとともに、自主検査の徹底について指導を行う。

4 クリーニング師試験の実施

「クリーニング業法」に基づき、毎年1回、クリーニング師試験を実施する。

5 公衆浴場（銭湯）入浴料金統制額の指定

物価統制令に基づき、知事が統制額（最高限度額）を指定する。

（参考）現行料金（平成31年1月～） 大人 460円、中人 130円、小人 90円

6 家庭用品の安全対策

「家庭用品規制に係る監視指導要領」に基づき、保健所が家庭用品を試買し、県健康環境センターが検査を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による県民の健康被害の防止に努める。

7 遊泳用プールの衛生指導

平成22年8月12日から施行した改正「秋田県遊泳用プール衛生管理等指導要綱」に基づき、遊泳用プールの衛生と安全が図られるよう管理者等を指導するとともに、水質検査を実施してプール水の衛生的な維持管理を図る。

8 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく事業の登録

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物環境衛生上の維持管理を行う事業者が一定の物的・人的基準を満たす登録を受けることにより、建築物における衛生的における衛生的な環境の確保を図る。（登録の有効期間は6年間）

（参考）登録業種の内容

- ①建築物清掃業 ②建築物空気環境測定業 ③建築物空気調和用ダクト清掃業
④建築物飲料水水質検査業 ⑤建築物飲料水貯水槽清掃業 ⑥建築物排水管清掃業
⑦建築物ねずみこん虫等防除業 ⑧建築物環境衛生総合管理業

（参考）

①市町村への事務権限の移譲について

県では、現在、市町村への事務移譲を進めているが、令和2年度末までの生活衛生関係事務の移譲実績は、下表のとおりである。これにより、関係する事務は、これまでの県保健所に代わって市町村の担当課が処理することになる。（秋田市を除く。）

（令和2年度末現在）

所管保健所	市町村名	各法ごとの移譲状況						
		クリーニング	理容	美容	興行	旅館	公衆浴場	特定建築物
大館	鹿角市	①⑨	①⑨	①⑨	×	×	×	×
	大館市	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	×
	小坂町	②⑩	②⑩	②⑩	×	×	×	×
北秋田	北秋田市	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩
能代	能代市	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦
	藤里町	②⑦	②⑦	②⑦	②⑦	②⑦	②⑦	×
	八峰町	②③	②③	②③	②③	②③	②③	②③
	三種町	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②⑥
秋田中央	男鹿市	②⑤	②⑤	②⑤	②④	②④	②⑤	②⑤
	潟上市	②⑤	②⑤	②⑤	②⑤	②⑤	②⑤	②⑤
大仙	大仙市	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	②④	①⑨	②④
	仙北市	②③	②③	②③	②④	②④	②④	②③
	美郷町	②③	②③	②③	②③	②②	②③	②③
横手	横手市	②①	②①	②①	②①	×	×	×
湯沢	湯沢市	②⑧	②⑧	②⑧	②⑧	×	×	×
	羽後町	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩
	東成瀬村	②②	②②	②②	②②	②②	②②	②③

※移譲状況欄の数字は、移譲を受け入れた年度を示します。

②墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可

墓地、火葬場及び納骨堂の経営等に係る許可については、昭和56年10月から知事の権限を町村長に委任している。なお、市（秋田市を除く。）については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、平成24年4月より市の自治事務となっている。

第2表 秋田県生活衛生適正化審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等
学識経験者		※ 秋田県生活衛生適正化審議会を開催する必要がある場合に公募する予定。
利用者・消費者 代表予定		
営業者代表		

第3表 クリーニング師試験委員名簿

任期(令和2年5月1日～令和3年4月30日)

区 分	役 職 名	氏 名
クリーニング師	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 専務理事	大 橋 清 志
	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 理事	布 谷 修
	秋田県クリーニング生活衛生同業組合 監事	佐々木 陽子
行政機関	秋田県生活環境部生活衛生課 主査	泉 谷 孝 英
	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 副主幹	高 橋 香 苗

第4表 生活衛生関係営業施設数(市町村別)

令和3年3月31日現在

区分 市町村	旅 館 ホ テ ル					興行場				公 衆 浴 場								理容所	美容所	クリーニング		施設 数合計
	旅館・ホテル			簡易宿所		映画館	スポーツ施設	その他	公営		私営											
	施設数	客室数	収容定員数	農家民宿	その他				下宿	一般	その他	一般	個室付き	ヘルスセンター	サウナ風呂	スポーツ施設	その他					
秋 田 市	73	4,595	8,558	1	14	7	2	1	3				11	12	2	11	25	447	807	72	125	1,613
鹿 角 市	37	939	3,488		9				1		5						18	66	72	11	10	229
大 館 市	29	1,189	2,523	18	7	3	2	1	1		2	2			1		23	158	199	15	31	492
北 秋 田 市	24	301	891		14						4						9	93	113	7	9	273
能 代 市	31	685	1,401	1	7	1	1		1		4	2					4	97	192	23	25	389
男 鹿 市	24	606	2,833	2	15	1			2								12	70	102	8	11	247
潟 上 市	12	144	354	2	2	1					2	1					1	67	88	4	11	191
由 利 本 荘 市	38	794	1,725	5	16				1		2					2	18	170	235	14	28	529
に か ほ 市	19	292	942	2	6						5	1					6	59	68	3	10	179
大 仙 市	43	962	2,290	4	7		1		5					1		1	17	282	291	24	33	709
仙 北 市	76	2,120	7,444	19	34				2		4						25	108	98	6	9	381
横 手 市	33	1,056	2,074	4	8	1	2		2		6						14	287	286	29	34	706
湯 沢 市	34	588	1,945	3	12			1	2		9			1			19	126	155	14	13	389
(市 計)	473	14,271	36,468	61	151	14	8	3	20		43	6	11	14	3	14	191	2,030	2,706	230	349	6,327
小 坂 町	13	386	1,140		3		1		1		1						4	14	17			54
上 小 阿 仁 村	1	6	27	1	1						1							5	4		1	14
藤 里 町	3	40	162	8	3						1						2	8	7	1		33
八 峰 町	6	58	240	2	12						2						1	21	20	1		65
三 種 町	7	81	338	1	3						2					1	3	42	47	4	2	112
五 城 目 町	3	22	107	2	2												2	23	35	1	5	73
八 郎 潟 町	3	26	84															13	26		1	43
井 川 町				1							2							15	12		4	34
大 潟 村	1	90	314	1	1						1						2	2	3		2	13
美 郷 町	6	71	232	4	3				1		1						3	60	51	2	8	139
羽 後 町	2	20	84	4	4												1	44	38	3	2	98
東 成 瀬 村	5	68	250	1	4												3	13	5		1	32
(町 村 計)	50	868	2,978	25	36		1		2		11					1	21	260	265	12	26	710
県 計	523	15,139	39,446	86	187	14	9	3	22		54	6	11	14	3	15	212	2,290	2,971	242	375	7,037
前年度合計	543	15,691	39,910	83	189	16	11	3	25		55	7	11	14	3	14	221	2,342	3,019	266	441	7,263

※理・美容所については、移動理・美容所を除く。

第5表 生活衛生関係営業施設数(保健所)

令和3年3月31日現在

令和3年3月31日現在

保健所・市町村	区分	旅 館					興行場			公衆浴場								理容所	美容所	クリーニング		施設数合計	
		旅館・ホテル			簡易宿所		映画館	スポーツ施設	その他	公 営		私 営								クリーニング所	取次所		
		施設数	客室数	収容定員数	農家民宿	その他				下宿	一般	その他	一般	個室付き	ヘルスセンター	サウナ風呂	スポーツ施設						その他
保 健 所	大 館	50	1,325	4,628		12		1		2		6					22					93	
	北 秋 田	1	6	27	1	1						1						5	4		1	14	
	能 代																						
	秋田中央	7	138	505	4	3						3					4	53	76	1	12	163	
	由利本荘	57	1,086	2,667	7	22				1		7	1				2	24	229	303	17	38	708
	大 仙																						
	横 手	33	1,056	2,074	4	8	1					6					14						66
	湯 沢	34	588	1,945	3	12						9		1			19						78
	保健所計	182	4,199	11,846	19	58	1	1		3		32	1		1		2	83	287	383	18	51	1,122

※理・美容所数については、移動理・美容所を除く。

第6表 生活衛生関係営業施設の許可・確認・承認件数

(令和2年度)

	区分 保健所・市町村	旅 館				興行場		公 衆 浴 場								理容所	美容所	クリーニング		施設 数合計	
		旅館・ホテル	簡易宿所		下宿	地位承継承認	常設施設	仮設施設	公営		私営							クリー ニング 所	取次所		
			農家 民宿	その他					一般	その他	一般	個室 付き	ヘルス ター	サウナ 風呂	施設 スポーツ						その他
保 健 所	大 館	2							1						1					4	
	北秋田		1																	1	
	能 代																				
	秋田中央																				
	由利本荘			1		1			1							1	6	1		11	
	大 仙																				
	横 手	1													1					2	
	湯 沢	1		1											1					3	
保健所計	4	1	2		1			2						3	1	6	1		21		
市 町 村	秋田市	2				1										12	30	1	2	48	
	鹿角市															3	3			6	
	大館市			3												2	2		2	9	
	北秋田市																2			2	
	能代市																				
	男鹿市															1	3			4	
	潟上市		1														2			3	
	大仙市	3	1						2						1		10		1	18	
	仙北市	4	1	2											3		2			12	
	横手市															2	5	1	1	9	
	湯沢市															1	2	1		4	
	小坂町																				
	藤里町																				
	八峰町																				
	三種町																				
	美郷町															1	2			3	
	羽後町			1																1	
	東成瀬村																				
	市町村計	9	3	6			1		2						4	22	63	3	6	119	
	合 計	13	4	8		1	1		4						7	23	69	4	6	140	
	前年度合計	13	4	8			1	1				1			11	29	67	6	9	150	

第7表 生活衛生関係営業施設監視指導件数

(令和2年度)

保健所 ・市町村	区分	旅 館			興行場			公 衆 浴 場								理容所	美容所	クリーニング*		合 計
		旅館・ホテル	簡易宿所		映画館	スポーツ施設	その他	公営		私営								クリーニング所	取次所	
			農家民宿	その他				下宿	一般	その他	一般	個室付き	ヘルス センター	サウナ風呂	施設					
保健所	大 館	21		5				2		1					18					47
	北秋田	4	1	1						1						3	4		1	15
	能 代																			
	秋田中央									1					3	3	2	1		10
	由利本荘	18		2						4	1				23	6	15	15	1	85
	大 仙																			
	横 手	16		4						6					14					40
	湯 沢	14		1						2					9					26
保健所計	73	1	13				2		15	1				67	12	21	16	2	223	
市町村	秋田市	4			2	5						11	1		4	26	77	12	14	156
	鹿角市															20	20			40
	大館市			3											4	2	2		2	13
	北秋田市																			
	能代市	4								2					2	7	6			21
	男鹿市														2					2
	潟上市																			
	大仙市	3		1						2					3		10		1	20
	仙北市	4	1	2											3		3			13
	横手市															2	5	4	1	12
	湯沢市																			
	小坂町																			
	藤里町																			
	八峰町									2										2
	三種町																			
	美郷町																			
	羽後町																			
	東成瀬村																			
	市町村計	15	1	6	2	5				6		11	1		18	57	123	16	18	279
合 計	88	2	19	2	5		2		21	1	11	1		85	69	144	32	20	502	
監視指導率(%)	16.8	2.3	10.2	14.3	55.6		9.1		38.9	16.7	100.0	7.1		40.1	3.0	4.8	13.2	5.3	7.1	
前年度計	155	11	13	2			2		14		11	3		98	111	214	5	14	657	
前年度監視指導率(%)	28.5	13.3	6.9	12.5			8.0		25.5		100.0	21.4		28.6	44.3	4.7	7.1	1.9	9.0	

(注) 監視指導率(%)=監視指導件数÷営業施設数×100

第8表 理容師・美容師・クリーニング師従事者数

令和3年3月31日現在

区分 保健所・市町村		理容師数(人)	美容師数(人)	クリーニング師数(人)
保健所	大 館			
	北 秋 田	7	5	0
	能 代			
	秋 田 中 央	85	94	2
	由 利 本 荘	317	428	34
	大 仙			
	横 手			
	湯 沢			
	保 健 所 計	409	527	36
市 町 村	秋 田 市	714	1,470	117
	鹿 角 市	91	104	14
	大 館 市	214	307	24
	北 秋 田 市	129	143	18
	能 代 市	149	306	37
	男 鹿 市	99	148	15
	潟 上 市	88	116	7
	大 仙 市	360	427	32
	仙 北 市	141	126	6
	横 手 市	395	448	49
	湯 沢 市	181	155	43
	小 坂 町	22	19	0
	八 峰 町	27	23	1
	三 種 町	53	55	8
	藤 里 町	9	7	1
	美 郷 町	74	58	2
	羽 後 町	67	42	3
	東 成 瀬 村	13	5	0
	市 町 村 計	2,826	3,959	377
	合 計	3,235	4,486	413
	前 年 度 合 計	3,329	4,591	442

第9表 クリーニング師試験の実施状況

年度	区分	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
令和2年度		30	29	11	37.9
令和元年度		35	32	15	46.8
平成30年度		43	43	24	55.8
平成29年度		36	36	18	50.0
平成28年度		36	33	10	30.3

第 10 表 生活衛生関係営業組合及び組合員数

令和3年3月31日現在

組合(施設) 区分		旅館・ホテル (簡宿・下宿除く)	興行場 (映画館)	理容	美容	クリーニング	飲食関係(飲食・中華・社交・麺類・鮎)	食肉	合計
施設数		523	9	2,290	2,971	242	8,688	455	15,178
組合員数		192	6	701	703	94	625	23	2,344
加入率〔%〕		36.7%	66.7%	30.6%	23.7%	38.8%	7.2%	5.1%	15.4%
前年度	施設数	534	11	2,342	3,027	266	8,801	453	15,434
	組合員	201	7	744	789	95	653	23	2,512
	加入率	37.6%	63.6%	31.8%	26.1%	35.7%	7.4%	5.1%	16.3%

飲食関係施設数：飲食店営業のうち、旅館、自動販売機、移動販売車、露天営業を除く許可施設

喫茶施設数：喫茶店営業のうち、自動販売機、移動販売車、露天営業を除く許可施設

食肉施設数：食肉販売業のうち、移動販売車、包装肉販売業を除く許可施設

第11表 日本政策金融公庫資金の申込・貸付状況

<一般貸付(理事・知事推薦書交付関係分)>

令和2年度
(単位:千円)

業 種	区 分	申 込		貸 付	
		件 数	金 額	件 数	金 額
理 容					
美 容		2	35,000	2	35,000
ク リ ー ニ ン グ					
興 行 場					
旅 館					
食 肉					
鮠					
社 交 飲 食					
飲 食 店 営 業					
め ん 類 飲 食 業					
中 華					
合 計		2	35,000	2	35,000
令和元年度		4	33,600	4	33,600
平成30年度		6	96,940	5	39,300
平成29年度		7	94,500	4	39,000
平成28年度		5	47,000	4	41,000
平成27年度		11	114,200	8	73,000

生活衛生関係営業経営改善貸付<小企業等設備改善資金特別貸付>

令和2年度
(単位:千円)

業 種	区 分	申 込		貸 付	
		件 数	金 額	件 数	金 額
理 容		16	64,580	16	64,580
美 容		1	1,700	1	1,700
ク リ ー ニ ン グ		3	9,150	3	9,150
興 行 場					
旅 館		1	9,000	1	9,000
食 肉					
鮠		5	24,200	5	24,200
社 交 飲 食		2	8,000	2	8,000
飲 食 店 営 業		26	132,000	26	132,000
め ん 類 飲 食 業		27	128,300	27	128,300
中 華					
合 計		81	376,930	81	376,930
令和元年度		71	341,350	71	338,580
平成30年度		50	187,660	49	184,260
平成29年度		49	196,830	45	168,830
平成28年度		72	272,020	70	266,020
平成27年度		42	138,750	37	123,130

第12表 墓地、火葬場及び納骨堂の施設数

令和3年3月31日現在

区分 市町村	墓 地			火 葬 場	納 骨 堂
	公営	その他	計		
秋 田 市	4	1,047	1,051	1	2
鹿 角 市	54	363	417	1	4
大 館 市	4	295	299	1	
北 秋 田 市	4	168	172	2	
能 代 市	15	181	196	1	5
男 鹿 市		287	287	1	2
潟 上 市	23	99	122	1	2
由利本荘市	4	1,356	1,360	4	1
に か ほ 市	2	206	208	2	
大 仙 市	121	2,942	3,063	1	3
仙 北 市	5	619	624	2	
横 手 市	193	1,846	2,039	3	2
湯 沢 市	1	524	525	1	1
(市 計)	430	9,933	10,363	21	22
小 坂 町		40	40		1
上小阿仁村	28	2	30		
藤 里 町	1	126	127	1	
八 峰 町	4	63	67		
三 種 町	55	186	241	1	
五 城 目 町	88	18	106	1	
八 郎 潟 町	2	37	39		
井 川 町	28	23	51		
大 潟 村	1		1		
美 郷 町	8	1,710	1,718	1	
羽 後 町	59	175	234		
東 成 瀬 村		33	33		
(町 村 計)	274	2,413	2,687	4	1
県 計	704	12,346	13,050	25	23
前 年 度 計	679	12,261	12,933	25	22

第13表 公衆浴場入浴料金の改定状況

(単位:円)

改定年月日	入浴料金(円)				備 考
	大人	中人	小人	洗髪料	
昭和55年12月5日	180	90	60	50	・「大人」は、12歳以上の者 ・「中人」は、6歳以上12歳未満の者 ・「小人」は、6歳未満の者 ・「洗髪料」は、平成6年4月1日で廃止
昭和57年1月7日	200	90	60	50	
昭和59年5月1日	220	100	70	50	
昭和61年7月5日	230	110	80	60	
平成2年5月1日	260	110	80	50	
平成6年4月1日	320	130	90	廃止	
平成12年4月1日	360	130	90	—	
平成31年1月1日	460	130	90	—	

※ 公衆浴場老人福祉入浴事業補助金は、平成11年度で事業廃止。

第14表 家庭用品の試買検査状況

検査有害物質	家庭用品種別	基準値	令和2年度		前年度	
			検査検体数	基準違反件数	検査検体数	基準違反件数
ホルムアルデヒド	乳幼児用繊維製品	不検出	26	0	23	0
トリクロロエチレン	家庭用洗剤	0.1 W/W%以下	3	0	3	0
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品	0.1 W/W%以下				
メタノール	家庭用エアゾル製品	5.0 W/W%以下	3	0	3	0
合 計			32	0	29	0

第15表 遊泳用プール施設数

令和3年3月31日現在

保健所 区分	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計	秋田市	合計	前年度合計
公 営			2				1		3	6	9	9
民 営	3		1		2	4	2	1	13	5	18	19
計	3		3		2	4	3	1	16	11	27	28

※「秋田県遊泳用プール衛生管理等指導要綱」第2条に規定するもの。

第16表 遊泳用プール施設監視指導件数

(令和2年度)

保健所 区分	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計	秋田市	合計	前年度合計
監視指導件数	1		1		1	2	1	1	7	12	19	23

第17表 特定建築物施設数

令和3年3月31日現在

施設	保健所								市町村													市町村計	合計	前年度合計
	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	保健所計	秋田市	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市	大仙市	仙北市	八峰町	三種町	美郷町	羽後町	東成瀬村			
興行場	2				1		1	3	7	4		1	2			1						8	15	15
百貨店				1			1	1	3	2												2	5	5
集会場	5			1			5		11	13	1				6			1				21	32	31
図書館										2												2	2	2
博物館	1								1	1					1							2	3	3
美術館							2		2	1												1	3	3
遊技場							1		1	4				1								5	6	5
店舗	14			1	3		12	1	31	51	3	10	1	2	10	1			1	1		80	111	109
事務所	6			1	5		5	1	18	76	2	7	1		6	1			1	1		95	113	114
学校	2			1	6		5	4	18	15	1	1			4	2			2			25	43	43
旅館	18			1	9		5	4	37	24		2	5		4	5						40	77	83
その他										4		2										6	6	6
計	48			6	24		37	14	129	197	7	23	9	3	31	10		1	4	2		287	416	419

※特定建築物とは、特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物。ただし、学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000㎡以上のもの。※旅館とは旅館業法第二条第一項に定義する施設。

第18表 特定建築物監視指導件数

令和2年度

施設	保健所								市町村													市町村計	合計	前年度合計
	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	保健所計	秋田市	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市	大仙市	仙北市	八峰町	三種町	美郷町	羽後町	東成瀬村			
興行場					1				1														1	
百貨店				1					1														1	1
集会場				1					1														1	2
図書館																								
博物館																								
美術館																								
遊技場																								
店舗				1			1		2	3												3	5	1
事務所																								
学校																								2
旅館				1	2				3														3	12
その他																								
計				4	3		1		8	3												3	11	18

第19表 建築物衛生法に基づく登録事業者数

令和3年3月31日現在

業種	保健所								合計	前年度合計
	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢		
建築物清掃業	3		3	17	3	1	2	2	31	30
空気環境測定業	2			4			1	1	8	8
空調調和ダクト清掃業				4					4	4
飲料水水質検査業				5					5	5
飲料水貯水槽清掃業	9	1	4	32	3	6	4	3	62	60
排水管清掃業	3		1	8	1	2	1	1	17	18
ねずみこん虫等防除業	5		1	22	1	1	2		32	30
環境衛生総合管理業	3		2	22	1	1			29	29
計	25	1	11	114	9	11	10	7	188	184

食品の安全・安心

事務事業実施方針（食品安全）

1. 食品衛生関係

食品衛生法第24条の規定に基づく「令和3年度秋田県食品衛生監視指導計画」を定め、業務を推進する。

（1）食品営業施設等の監視指導

食品供給行程の各段階において、重点的な監視項目を設定し、監視指導を実施する。

また、高度な処理技術を要する食品の製造施設、食品による事故の発生頻度の高い施設、食品の流通拠点となる施設等を「重点監視対象施設」に設定し、効率的な監視指導を実施するとともに、特別監視期間を設け監視指導の強化を図る。

さらに、食品衛生法に基づく成分規格、食品添加物、残留農薬等の分析を実施することにより、食品衛生法違反の食品が流通することがないように指導する。

（2）食肉・食鳥肉検査関係

食肉の安全性を確保するため、食肉衛生検査所がと畜検査を実施するとともに、と畜場に対しHACCPに基づく衛生管理の周知徹底を図る。

また、食鳥肉については、食肉衛生検査所による食鳥検査の実施や食鳥処理施設の衛生管理を指導するとともに、認定小規模食鳥処理施設に対しては、確認規程に基づく異常の有無の確認について、食鳥処理衛生管理者への技術的指導・助言を行う。

（3）自主的衛生管理の推進

営業者自身による自主的衛生管理の一環として、食品衛生推進員による飲食店や販売店などの巡回指導を（公社）秋田県食品衛生協会に委託して実施する。

また、食品衛生に関する研修会やホームページなどを活用し、食品衛生知識の普及を推進する。

2. 化製場関係

化製場の衛生管理の徹底を図るとともに、死亡獣畜取扱場等に対しては、適正な処理を指導する。

3. 食品安全・安心推進事業関係

平成16年4月1日に「秋田県食品の安全・安心に関する条例」が施行され、同条例に基づき「第4次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」を策定（令和2年度改訂）した。

当該基本計画に基づき、生産者、食品関係事業者、消費者及び行政が一体となって食品安全施策を総合的に推進する。

第20表 営業施設数(許可を要する施設)

令和3年3月31日現在

業種		保健所	秋田県 合計	大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市 (参考)
飲食店 営業	一般・レストラン		3,809	525	175	468	371	622	775	537	336	2,282
	仕出し・弁当		910	120	59	135	100	145	169	120	62	236
	旅館		365	57	24	22	38	43	113	25	43	3
	移動販売車		54	14	3	4	6	9	7	5	6	58
	自動販売機		32			2	6	2	6	13	3	25
	露天営業		297	48	23	54	30	44	50	32	16	87
	臨時営業											2
	農家民宿		39			9	1	6	15	3	5	
	その他		820	180	31	99	93	111	135	107	64	534
	小計		6,326	944	315	793	645	982	1,270	842	535	3,227
菓子(パン を含む) 製造業	一般		874	132	59	95	99	143	161	97	88	254
	移動販売車		15	2		4	3	1	3	1	1	8
	露天営業		33	12	1	3	2	2	7	4	2	8
	臨時営業											
小計			922	146	60	102	104	146	171	102	91	270
乳処理業			5	1				2		1	1	1
特別牛乳さく取処理業												
乳製品製造業			8	2				4			2	2
集乳業			1							1		
魚介類 販売業	一般		992	126	53	114	159	169	178	123	70	362
	移動販売車		102	3	6	20	18	11	15	15	14	7
	小計		1,094	129	59	134	177	180	193	138	84	369
魚介類せり売り営業			15	1		5	4	4		1		3
魚肉ねり製品製造業			4			2	1	1				2
食品の冷凍又は冷蔵業			108	20	2	9	19	17	16	14	11	15
かん詰又はびん詰食品製造業			86	16	4	11	4	7	21	8	15	7
喫茶店 営業	一般		148	21	9	19	10	21	37	13	18	62
	移動販売車		13	2		3		2	4	1	1	7
	自動販売機		618	93	21	63	67	116	112	89	57	232
	露天営業		164	14	2	15	100	9	8	7	9	36
	臨時営業											
小計			943	130	32	100	177	148	161	110	85	337
あん類製造業			9		1	2		2	1	2	1	1
アイスクリーム類製造業			47	3		6	13	6	9	4	6	14
乳 類 販売業	一般		1,176	176	68	141	140	190	229	141	91	396
	移動販売車		35	2	3	4	3	4	9	5	5	2
	自動販売機		245	44	14	18	15	25	52	58	19	69
	小計		1,456	222	85	163	158	219	290	204	115	467
食肉処理業			107	25	7	15	9	18	17	13	3	28
食 肉 販売業	一般		1,191	210	77	162	128	179	219	133	83	419
	移動販売車		66	6	5	13	5	5	13	7	12	6
	自動販売機											
小計			1,257	216	82	175	133	184	232	140	95	425
食肉製品製造業			18	4		2		3	5	2	2	3
乳酸菌飲料製造業			3	1						1	1	
食用油脂製造業			7	1	1			2	3			1
マーガリン・ショートニング製造業												
みそ製造業			115	9	2	11	15	11	23	24	20	13
醤油製造業			24	2		2	7	3	5	2	3	5
ソース類製造業			29	3	3	1	3	6	7	3	3	11
酒類製造業			49	6	2	5	3	7	14	7	5	9
豆腐製造業			51	5	3	2	6	7	12	9	7	7
納豆製造業			8			1		2	3	2		2
めん類製造業			181	15	4	23	7	10	18	22	82	17
そうざい製造業			458	54	36	70	56	70	73	61	38	83
添加物(規格あり)製造業			9	3	3				1	1	1	4
食品の放射線照射業												
清涼飲料水製造業			38	9		3	1	6	8	9	2	1
氷 雪 製造業	一般		9	1	1	4	2	1				2
	自動販売機		3			1			1	1		1
	小計		12	1	1	5	2	1	1	1		3
氷雪販売業			11	7				2	1		1	1
合計			13,401	1,975	702	1,642	1,544	2,050	2,555	1,724	1,209	5,328
前年度			13,724	2,031	706	1,699	1,574	2,107	2,588	1,775	1,244	5,406

第21表 営業施設数(許可を要しない施設)

令和3年3月31日現在

保健所 業種		秋田県 合計	大館	北秋田	能代	秋田 中央	由利 本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市 (参考)
給食施設	学校	92	14	4	7	20	28	9	6	4	54
	病院・診療所	52	9	2	13	4	8	9	4	3	18
	事業所	65			2		6	1	56		2
	その他	378	65	33	56	40	65	76	5	38	70
	小計	587	88	39	78	64	107	95	71	45	144
乳さく取業		48	14					29	5		2
食品製造業		972	44	35	147	72	167	180	283	44	91
野菜果実販売業		2,615	317	119	250	317	324	730	345	213	300
そうざい販売業		2,102	192	84	267	273	304	601	248	133	307
菓子販売業		3,749	493	150	515	399	439	832	598	323	537
食品販売業(上記以外)		4,210	542	170	458	403	604	998	598	437	911
添加物(規格なし)製造業											1
添加物販売業		1,895	170	73	99	313	207	552	408	73	52
器具・おもちゃ等の販売業		1,223	124	38	91	199	188	408	146	29	261
器具・おもちゃ等の製造業		6	5				1				
合 計		17,407	1,989	708	1,905	2,040	2,341	4,425	2,702	1,297	2,606
前 年 度		18,049	2,462	728	1,998	2,082	2,404	4,467	2,591	1,317	2,575

第22表 営業許可申請処理状況

令和2年度

業種	保健所	申請書受理件数		許可件数				不許可処分 件数	許可保留 件数	廃業届出 件数	変更届出 件数
		新規	継続	新規	()	継続	()				
飲食店 営業	一般・レストラン	242	462	241		463			1	326	202
	仕出し・弁当	51	106	51		106				59	53
	旅館	16	47	16		47				34	20
	移動販売車	11	2	11		2				7	5
	自動販売機		6			6				5	
	露天営業	7	40	7		40				64	20
	臨時営業(20日)	166		166						168	16
	臨時営業(3ヶ月)	3		3						1	1
	農家民宿	2	8	2		8					
	その他	55	103	55		102				86	34
	小計	553	774	552		774			1	750	351
菓子(パン を含む) 製造業	一般	33	103	33		103				48	22
	移動販売車	3		3						1	2
	露天営業		5			5					2
	臨時営業(20日)	5		5						5	2
	臨時営業(3ヶ月)										
	小計	41	108	41		108				54	28
乳処理業											
特別牛乳さく取処理業											
乳製品製造業			1			1				1	
集乳業											1
魚介類 販売業	一般	70	121	70		121				78	57
	移動販売車	11	10	11		10				15	3
	小計	81	131	81		131				93	60
魚介類せり売り営業			1			1					2
魚肉ねり製品製造業											
食品の冷凍又は冷蔵業		10	15	10		15				5	11
かん詰又はびん詰食品製造業			15			15				6	1
喫茶店 営業	一般	11	17	11		17				22	3
	移動販売車	3	2	3		2				2	2
	自動販売機	30	100	30		100				74	60
	露天営業	2	18	2		18				11	2
	臨時営業(20日)	15		15						15	2
	臨時営業(3ヶ月)										
	小計	61	137	61		137				124	69
あん類製造業			2			2				1	1
アイスクリーム類製造業			5			5				4	2
乳 類 販売業	一般	53	156	53		156				78	97
	移動販売車	6	6	6		6				1	1
	自動販売機	3	28	3		28				26	1
	小計	62	190	62		190				105	99
食肉処理業		3	14	3		14				6	6
食 肉 販売業	一般	86	120	86		120				98	104
	移動販売車	5	6	5		6				1	2
	自動販売機	10		10							
	小計	101	126	101		126				99	106
食肉製品製造業			3			3				2	1
乳酸菌飲料製造業			1			1					
食用油脂製造業			1			1					
マーガリン・ショートニング製造											
みそ製造業		2	22	2		22				4	5
醤油製造業			1			1					
ソース類製造業		3	2	3		2				2	2
酒類製造業		2	3	2		3				1	1
豆腐製造業			3			3				2	
納豆製造業		1	3	1		3					
めん類製造業		2	34	2		34				6	7
そうざい製造業		41	63	41		63				21	28
添加物(規格あり)製造業		1	1			1			1		
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業		3	6	3		6					6
水 雪 製造業	一般										1
	自動販売機									1	
	小計									1	1
氷雪販売業			2			2				1	1
合 計		967	1,664	965		1,664			2	1,288	789
前年度		3,575	1,651	3,575	1	1,651				3,952	1,019

第23表 重点監視対象施設等に対する監視状況

令和2年度

区分	業種別	施設数	監視目標*1	監視実績	実施率(%)
高度な処理技術を要する食品等の製造施設	乳処理業	5	10	15	
	乳製品製造業	8	16	15	
	魚肉ねり製品製造業	4	8	1	
	あん類製造業	8	16	47	
	食肉製品製造業	18	36	9	
	乳酸菌飲料製造業	2	4	3	
	食用油脂製造業	7	14	4	
	酒類製造業	49	98	18	
	添加物製造業	8	16	5	
	清涼飲料水製造業	31	62	31	
	小計	140	280	148	53
広域的に流通する食品等の製造又は加工施設	菓子製造業	60	60	50	
	食品の冷凍又は冷蔵業	37	37	36	
	缶詰びん詰食品製造業	30	30	11	
	アイスクリーム類製造業	15	15	15	
	食肉処理業	49	49	21	
	みそ製造業	29	29	19	
	しょうゆ製造業	20	20	17	
	ソース類製造業	18	18	20	
	豆腐製造業	10	10	13	
	納豆製造業	4	4	4	
	めん類製造業	65	65	49	
	そうざい製造業	68	68	51	
	氷雪製造業	1	1	2	
	漬物製造業	41	41	28	
	キリタンポ製造業	34	34	24	
	こんにゃく製造業	1	1		
	農産物加工業(上記以外)	38	38	28	
	飯ずし製造業	19	19	11	
	水産物加工業(飯ずし以外)	27	27	20	
	器具製造業	6	6	2	
	小計	572	572	421	74
大量調理施設	飲食店営業(一般)	2	2	2	
	飲食店営業(仕出し・弁当)	24	24	9	
	“(旅館・ホテル)	26	26	18	
	“(宴会料理調製施設)	12	12	3	
	集団給食施設(学校)	85	85	20	
	“(病院・診療所)	34	34	1	
	“(福祉施設)	104	104	13	
	“(老人保健施設)	33	33	8	
	“(事業所)	6	6	2	
	“(その他)	36	36	8	
	小計	362	362	84	23
食品の流通拠点となる施設	地方卸売市場	9	18	12	
	その他の卸売市場	15	30	7	
	食材卸販売施設	21	42	6	
	小計	45	90	25	28
大規模食品販売施設	百貨店				
	スーパーマーケット	127	381	224	
	小売市場	80	240	209	
	小計	207	621	433	70
上記以外の大規模食品取扱施設	菓子製造業	4	4	5	
	食品の冷凍又は冷蔵業				
	小計	4	4	5	125
重点監視対象施設以外の施設		29,478	9,826	9,156	93
合 計		30,808	11,755	10,272	87
前 年 度		31,773	12,094	14,216	118

* 1: 令和2年度秋田県食品衛生監視指導計画の別表1で定める目標監視回数

第25表 施設の監視指導状況(許可を要しない施設)

令和2年度

保健所 業種		合計			大館			北秋田			能代			秋田中央			由利本荘			大仙			横手			湯沢		
		件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書	件数	説諭	指示書
給食施設	学 校	19								1						6			3			7			2			
	病院・診療所	3			2															1								
	事業所	4								1						3												
	その他	81			29			16			5					17						11			3			
	小 計	107			31			16			7					26			3			19			5			
乳さく取業																												
食品製造業		179			27			12			15			18			10			28			57			12		
野菜果実販売業		720			119			75			74			65			85			118			123			61		
そうざい販売業		706			107			73			76			66			76			113			153			42		
菓子販売業		853			133			82			82			75			96			132			193			60		
食品販売業(上記以外)		852	1	1	140			85			83			67			75			140	1	1	212			50		
添加物(規格なし)製造業		17									6								3						8			
添加物販売業		419			62			43			44			15			61			68			89			37		
器具・おもちゃ等の販売業		437			67			50			25			18			69			69			101			38		
器具・おもちゃ等の製造業		7									4						3											
合 計		4,297	1	1	686			436			416			324			501			674	1	1	947			313		
前 年 度		5,387	3	2	422	2		401			604			563			881			862			1,168	1	2	486		

第26表 重点監視対象施設監視指導状況

令和2年度

		合計		大館		北秋田		能代		秋田中央		由利本荘		大仙		横手		湯沢	
区分	業種別	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
高度な処理技術を要する食品等の製造施設	乳処理業	5	15	1	2							2	7			1	5	1	1
	乳製品製造業	8	15	2	2							4	11					2	2
	魚肉ねり製品製造業	4	1					2		1	1	1							
	あん類製造業	8	47			1	27	2	4			2	1	1	8	1	2	1	5
	食肉製品製造業	18	9	4	3			2				4	1	5	2	2	2	1	1
	乳酸菌飲料製造業	2	3	1	2													1	1
	食用油脂製造業	7	4	1	1	1	1					2	1	3	1				
	酒類製造業	49	18	6		2		5	3	3	1	7	3	14	6	7	3	5	2
	添加物製造業	8	5	3	1	3	2									1	1	1	1
	清涼飲料水製造業	31	31	9	6			3	1	1	2	4	4	5	6	8	11	1	1
	小計	140	148	27	17	7	30	14	8	5	4	26	28	28	23	20	24	13	14
広域的に流通する食品等の製造又は加工施設	菓子製造業	60	50	16	4	8	2	1	1	7	6	5	3	7	7	12	15	4	12
	食品の冷凍又は冷蔵業	37	36	10	8	1	1	2	1	10	11	5	1	3	4	5	10	1	
	缶詰びん詰食品製造業	30	11	11	1	2	3	2	1			6	1	3	2	3	2	3	1
	アイスクリーム類製造業	15	15					3		5	2	3	5	1		1	4	2	4
	食肉処理業	49	21	16	4	4	5	1		3	4	6	1	8	2	8	5	3	
	みそ製造業	29	19	6	1	1	1			6	8	4		4	3	4	1	4	5
	しょうゆ製造業	20	17	2	1					5	6	3		5	5	2		3	5
	ソース類製造業	18	20	3	2	3				2	5	2	2	2	2	3	2	3	7
	豆腐製造業	10	13	1	1		1	1	1	1		1	1	2	2	4	7		
	納豆製造業	4	4					1						2	3	1	1		
	めん類製造業	65	49	5	3			6	3	2	3	4	4	1	2	11	10	36	24
	そうざい製造業	68	51	19	10	7	5	1	2	11	11	9	5	7	2	8	13	6	3
	氷雪製造業	1	2									1	2						
	漬物製造業	41	28	5	3	4	2	3		4	5	4		10	10	7	3	4	5
	キリタンポ製造業	34	24	13	9		1	1		7	2	4	1	5	4	4	7		
	こんにやく製造業	1								1									
	農産物加工業(上記以外)	38	28	9	5	4	1	9	5	9	9	1	1	1	1	5	6		
	飯ずし製造業	19	11					4	1	7	3	4	3	2		2	4		
	水産物加工業(飯ずし以外)	27	20	1	1	1		5	2	10	9	2				8	8		
	器具製造業	6	2	5								1	2						
	小計	572	421	122	53	35	22	40	17	90	84	65	32	63	49	88	98	69	66
大量調理施設	飲食店営業(一般)	2	2	1												1	2		
	飲食店営業(仕出し・弁当)	24	9	7	3			3		3	1	3		2	2	5	3	1	
	“(旅館・ホテル)”	26	18	6	4				1	3	1	4	2	6	4	4	2	3	4
	“(宴会料理調製施設)”	12	3											6	1	4	2	2	
	集団給食施設(学校)	85	20	13		4		7	1	18		24	6	10	3	5	8	4	2
	“(病院・診療所)”	34	1	6		2		5		1		7		6		4	1	3	
	“(福祉施設)”	104	13	5	3	9	5			14		25	5	35		2		14	
	“(老人保健施設)”	33	8	4	2	1		4	2	5		5	4	7		4		3	
	“(事業所)”	6	2									4	2	1				1	
	“(その他)”	36	8	13				5				2	1			16	5		2
	小計	362	84	55	12	16	5	24	4	44	2	74	20	73	10	45	23	31	8
食品の流通拠点となる施設	地方卸売市場	9	12	2	3			3	2			1				3	7		
	その他の卸売市場	15	7	1				2	1	4	2	2	1	4	3			2	
	食材卸販売施設	21	6	8		1				2	1			4	2	6	3		
	小計	45	25	11	3	1		5	3	6	3	3	1	8	5	9	10	2	
大規模食品販売施設	百貨店																		
	スーパーマーケット	127	224	18	43	7	18	16	21	15	22	29	23	25	39	7	37	10	21
	小売市場	80	209	15	27	4	21	12	42	14	37	19	33	10	19	4	21	2	9
	小計	207	433	33	70	11	39	28	63	29	59	48	56	35	58	11	58	12	30
上記以外の大規模食品取扱施設	菓子製造業	4	5	2	1							1	3			1	1		
	食品の冷凍又は冷蔵業																		
	小計	4	5	2	1							1	3			1	1		
合 計		1,330	1,116	250	156	70	96	111	95	174	152	217	140	207	145	174	214	127	118
前年度		1,329	1,348	251	171	69	93	114	131	164	177	209	209	212	146	183	307	127	114

第27表 HACCPを用いた営業施設等の監視指導状況

令和2年度

保健所 区分	HACCP管理施設				HACCP管理導入予定施設	
	施設数	令和2年度 新規施設数	監視件数	指導・助言 件数	施設数	指導・助言 件数
大 館	13	3	11	10	4	10
北秋田	2	1	3	2	1	2
能 代	2	1	2	1	2	2
秋田中央	11	5	11	16	6	6
由利本荘	19	10	21	21	3	4
大 仙	21	4	17	9	9	7
横 手	32	1	37	37	14	16
湯 沢	17	8	20	30	9	21
合 計	117	33	122	126	48	68
前年度	84	12	106	79	47	54

※HACCP管理施設数:総合衛生管理製造過程承認施設、秋田県自主的衛生管理認証施設及びその他HACCP方式を用いた営業施設等を計上

第28表 違反食品等発見届出状況(総括)

令和2年度

区分		食品等	総数	食 品														食品添加物	器具及び容器包装	おもちゃ				
				菓子類	乳及び乳製品	食肉製品	魚介類及びその加工品	冷凍食品	清涼飲料水	調味料類	豆腐及びその加工品	めん類	そうざい類	漬物	鯨肉類	弁当類	調理パン				果実・野菜及びその加工品	食肉	水菓	その他の食品
食品衛生監視員による発見	県内産	3		1					1			1												
	県外産																							
	小 計	3		1					1			1												
県内消費者からの届出	県内産	2									1						1							
	県外産																							
	小 計	2									1						1							
県外からの届出	県内産	2	1				1																	
	小 計	2	1				1																	
合 計	県内産	7	1	1			1		1		1	1					1							
	県外産																							
	小 計	7	1	1			1		1		1	1					1							
違反理由	6条		1	1																				
	10条																							
	11条	成分規格																						
		製造基準																						
		保存基準	2		1					1														
		添加物使用基準																						
		その他																						
	19条																							
	20条																							
	その他		4					1				1	1				1							
行政処分内容	製品の廃棄命令件数																							
	その他必要な措置件数																							
行政処分以外	告発件数																							
	始末書等徴収・口頭説諭件数		4	1	1					1		1												
	その他の措置件数		3					1					1				1							
前年度	県内産		8	1			1					1			1		2	1		1				
	県外産		8		4		1	2		1														
	合 計		16	1	4		2	2		1		1			1		2	1		1				

※収去検査、食中毒等の原因究明検査を除く。

第29表 違反食品等の発見状況(現場検査)

令和2年度

保健所 食品名	合計		大館		北秋田		能代		秋田中央		由利本荘		大仙		横手		湯沢	
	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数	件数	違反件数
菓子類	5,751	5	882		382		1,717	3	704		910		271	2	558		327	
乳及び乳製品	2,433	1	477		100		708		280		373		108	1	261		126	
食肉	2,983		579		198		965		349		348		151		234		159	
食肉製品	2,070		408		144		551		208		310		71		238		140	
鯨肉製品	151		32				80		3		6		5		25			
魚介類	3,021		537		168		1,001		411		403		163		184		154	
魚介類加工品	2,491		379		134		920		252		310		104		249		143	
冷凍食品	2,567		566		110		781		282		391		31		284		122	
清涼飲料水	3,485		649		152		1,207		446		388		108		412		123	
豆腐及びその加工品	1,715	1	293		87		550		191		269		64	1	171		90	
めん類	2,165		359		158		584		241		306		80		281		156	
そうざい及びその半製品	3,973		647		269		1,235		625		351		169		483		194	
弁当類	2,942		441		108		975		507		340		112		297		162	
調理パン	1,710		312		44		385		318		253		36		263		99	
野菜・果実類	6,347		947		443		2,440		707		738		236		570		266	
野菜・果実加工品	4,094	1	578		326		1,554		436		380		133	1	499		188	
調味料	2,109		318		153		700		133		321		55		310		119	
漬物	3,273	3	527		146		953		413		441		201	1	378	1	214	1
もち	745		166		61		80		59		167		14		131		67	
食品添加物及びその製剤	671		158		38		120		20		176		14		113		32	
器具・容器包装	799		175		70		180		21		202		8		138		5	
その他の食品	3,430		685		474		1,490		48		195		171		355		12	
合 計	58,925	11	10,115		3,765		19,176	3	6,654		7,578		2,305	6	6,434	1	2,898	1
前年度	94,961	138	7,506		7,179	4	30,158	47	12,952	40	16,320	45	6,000		9,417	2	5,429	

第30表 行政検査実施状況(総括)

令和2年度

項 目 検査区分		検体数	検査件数				違反件数				備 考
			県 内	県 外	輸 入	計	県 内	県 外	輸 入	計	
収去検査	微生物	241	567	24	2	593	8			8	第31表、第33表に詳細記載
	理化学	131	377	4		381	2			2	
	計	372	944	28	2	974	10			10	
特殊検査	微生物										第32表に詳細記載
	理化学	55	12,271	4,191		16,462					
	計	55	12,271	4,191		16,462					
食中毒等の原因究明検査	微生物	166	2,483			2,483					第34表に詳細記載
	理化学										
	計	166	2,483			2,483					
合 計	細 菌	407	3,050	24	2	3,076	8			8	
	理化学	186	12,648	4,195		16,843	2			2	
	計	593	15,698	4,219	2	19,919	10			10	
前年度	計	712	14,249	3,226	1,094	18,569	17			17	

違反件数には、規格基準、食品衛生法第6条、指導基準の違反等を含む。
食中毒等の原因究明検査の件数には疑いによる検査件数を含む。

第31表 行政検査実施状況(収去検査)

令和2年度

保健所 検査区分		合 計		大 館		北秋田		能 代		秋田中央		由利本荘		大 仙		横 手		湯 沢	
		検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数	検 査 件 数	違 反 件 数
規格基準 関係	細菌検査	165	1	26				13		21		43		10		42	1	10	
	理化学検査	355	2	44		42	2	25		32		56		44		76		36	
	計	520	3	70		42	2	38		53		99		54		118	1	46	
指導基準 関係	細菌検査	424	7	44	1	32		56	2	61	1	46	1	103	2	57		25	
	理化学検査																		
	計	424	7	44	1	32		56	2	61	1	46	1	103	2	57		25	
その他	細菌検査	4												4					
	理化学検査	26						3						8		11		4	
	計	30						3						12		11		4	
合 計	細菌検査	593	8	70	1	32		69	2	82	1	89	1	117	2	99	1	35	
	理化学検査	381	2	44		42	2	28		32		56		52		87		40	
	計	974	10	114	1	74	2	97	2	114	1	145	1	169	2	186	1	75	
前年度	細菌検査	806	16	115	2	49	1	105	2	90	1	104	3	145	2	145	3	53	2
	理化学検査	500	1	62		44		41		36		83		88		105		41	1
	計	1,306	17	177	2	93	1	146	2	126	1	187	3	233	2	250	3	94	3

違反件数は、検査項目数で計上。

第32表 行政検査実施状況(特殊検査)

令和2年度

区分			検体数				検査件数				備 考
検査区分	検体種類	検査項目	県内産	県外産	輸入	計	県内産	県外産	輸入	計	
残留農薬	ほうれん草	305項目	5	2		7	1,525	610		2,135	
	キャベツ	307項目	5	1		6	1,535	307		1,842	
	トマト	318項目	10	3		13	3,180	954		4,134	
	ネギ	317項目	7	1		8	2,219	317		2,536	
	大豆	318項目	4	2		6	1,272	636		1,908	
	リンゴ	321項目	6			6	1,926			1,926	
	ばれいしょ	317項目	1	4		5	317	1,268		1,585	
	小計		38	13		51	11,974	4,092		16,066	
輸入畜水産物の残留動物用医薬品	牛乳	99項目	3	1		4	297	99		396	
	小計		3	1		4	297	99		396	
合 計			41	14		55	12,271	4,191		16,462	
前 年 度			43	11	5	59	10,607	3,186	1,090	14,883	

第33表 行政検査違反内訳

令和2年度

①規格基準(食品衛生法第11条第2項)違反

検査 区分	食 品	違反項目	検体数	件数	産地別				
					県内産		県外産		輸入品
					検体	件数	検体	件数	
微生物	白あん	二酸化硫黄 シアン化合物	1	2	1	2			
理化学	牛乳	大腸菌群	1	1	1	1			
合 計			2	3	2	3			
前 年 度			2	2	2	2			

②規格基準(食品衛生法第11条第3項)違反

検査 区分	食 品	違反項目	検体数	件数	産地別				
					県内産		県外産		輸入品
					検体	件数	検体	件数	
違反無し									
前 年 度			違反なし						

③指導基準(平成18年8月11日環一495部長通知)違反

検査 区分	食 品	違反項目	検体数	件数	産地別				
					県内産		県外産		輸入品
					検体	件数	検体	件数	
微生物	豆腐	生菌数	2	2	2	2			
	生菓子	生菌数 黄色ブドウ球 菌	3	3	3	3			
	ゆで麺	生菌数	1	1	1	1			
	漬物	E.coli	1	1	1	1			
合 計			7	7	7	7			
前 年 度			12	15	12	15			

第34表 行政検査実施状況(食中毒等の原因究明検査)

令和2年度

区分		総 計	県 内 事件分	県 外 事件分	食中毒の 疑い調査 県内分	食中毒の 疑い調査 県外分
検 体 数	患者(有症者)便	55	38		17	
	関係者(無症者)便	15	4		11	
	調理従事者便	29	13		16	
	患者(有症者)吐物					
	原因食品の残品					
	保存していた食品(検食)	34			34	
	同一ロットの食品	1			1	
	その他の食品(食材等)					
	手指のふきとり					
	器具等のふきとり	34	9		25	
	使用水	3			3	
	その他					
	計	171	64		107	
検 査 件 数	一般細菌数					
	大腸菌群(E.coli)					
	病原大腸菌	544	256		288	
	腸管出血性大腸菌	167	64		103	
	サルモネラ菌	136	64		72	
	黄色ブドウ球菌	136	64		72	
	腸炎ビブリオ	136	64		72	
	ナグビブリオ	136	64		72	
	ビブリオ・フルビアリス	136	64		72	
	ビブリオ・ミックス	136	64		72	
	ウエルシュ菌	136	64		72	
	エルシニア菌	137	64		73	
	セレウス菌	136	64		72	
	カンピロバクター菌	139	64		75	
	赤痢菌	136	64		72	
	チフス菌	79	39		40	
	パラチフス	79	39		40	
	コレラ菌	26	7		19	
	エロモナス					
	プレシオモナス					
	ノロウイルス	88	57		31	
	その他ウイルス					
	クリプトスポリジウム					
	マウス試験					
	その他					
	計	2,483	1,166		1,317	
前年度	検 体 数	181	120	4	57	
	検 査 件 数	2,380	1,882	4	494	

第35表 食中毒発生状況(総括) (秋田市含まず)

令和2年1月1日～令和2年12月31日

- 1.事件数 5 件
- 2.患者数 24 名
- 3.死者数 名(患者数の内数)
- 4.内 訳 次のとおり

(1)月別発生状況

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件 数	1		1							3			5
患者数	11		1							12			24
(うち死者数)													

(2)原因食品別発生状況

原因食品	弁当	しめさば	家庭の調理品	不明	合計
件 数	1	1	2	1	5
患者数	11	1	7	5	24
(うち死者数)					

(3)病因物質別発生状況

病因物質	ノロウイルス	アニサキス	植物性自然毒	合計
件 数	2	1	2	5
患者数	16	1	7	24
(うち死者数)				

(4)原因施設別発生状況

原因施設	家庭	旅館	販売店	合計
件 数	2	2	1	5
患者数	2	16	6	24
(うち死者数)				

過去10年間の食中毒発生状況

年度別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件 数	6	5	3	6	3	14	4	2	8	12
患者数	70	42	20	385	54	220	48	22	56	101
死者数							1			1

第36表 令和2年 秋田県食中毒一覧（秋田市除く）

令和2年1月1日～令和2年12月31日

N o.	保健所別	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	発生要因
1	由利本荘	1月25日	由利本荘市	84	11	0	1/24に飲食店で調製した弁当	ノロウイルスGⅡ.2	飲食店	施設	飲食店	最長64時間20分 最短33時間0分 平均46時間0分	嘔吐、下痢、発熱	ノロウイルスに感染した調理従事者から食品への二次汚染（推定）
2	湯沢	3月7日	湯沢市	3	1	0	自宅で調理したしめさば	寄生虫（アニサキス）	家庭	家庭	家庭	12時間	胃痛、腹痛	しめさばを調理する際に、アニサキスを除去できなかったため。
3	大仙	10月4日	仙北市	6	6	0	自宅で調理したみそ汁、そうめんのつけ汁	植物性自然毒（クサウラベニタケ）	販売店	家庭	家庭	最長11時間00分 最短 0時間30分 平均 4時間15分	嘔吐、下痢、頭痛、倦怠感	直売所でハタケシメジとして販売されたクサウラベニタケを購入し調理・喫食した。
4	大館	10月4日	鹿角市	5	1	0	自宅で調理したきりたんぽ鍋	植物性自然毒（ツキヨタケを疑う）	家庭	家庭	家庭	2時間30分	吐き気、嘔吐、手足のしびれ	親族がヒラタケ等と誤認し採取したキノコを調理・喫食した。
5	能代	10月9日	能代市	17	5	0	10/7に飲食店で調製した料理	ノロウイルスGⅠ/GⅡ	飲食店（旅館）	飲食店（旅館）	飲食店（旅館）	最長18時間10分 最短 8時間00分 平均 12時間48分	下痢、嘔吐、発熱	ノロウイルスに汚染された食事を提供した。（推定）※メニュー内にカキフライあり
合計				115	24	0								

第37表 行政処分等措置状況

令和2年度

保健所 区分		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	合計	前年度
許可を要する営業	不許可										
	許可取消										
	営業禁止										
	営業停止			2			1			3	5
	改善命令										
	廃棄命令										
	回収命令										
	告発										
	計			2			1			3	5
許可を要しない営業	営業禁止										
	営業停止										
	改善命令										
	廃棄命令										
	回収命令										
	告発										
	計										
合計	不許可										
	許可取消										
	営業禁止										
	営業停止			2			1			3	5
	改善命令										
	廃棄命令										
	回収命令										
	告発										
	計			2			1			3	5

第38表 衛生教育等実施状況

令和2年度

保健所 区分	計		営業者対象		消費者対象		その他	
	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数	研修会等 の回数	出席者 延人数
大 館	33	785	27	518	6	267		
北秋田	30	499	22	368	1	12	7	119
能 代	8	282	7	276			1	6
秋田中央	9	185	7	151			2	34
由利本荘	21	801	20	796			1	5
大 仙	47	1,509	31	1,106	13	332	3	71
横 手	32	649	20	411	3	178	9	60
湯 沢	15	424	15	424				
食肉衛生検査所	4	24	3	20	1	4		
生活衛生課	5	181	2	54			3	127
合 計	204	5,339	154	4,124	24	793	26	422
前年度	267	8,566	174	5,419	40	1,404	53	1,743

* 食品安全推進事業実績(食品安全セミナー、出前出張講座等)を含む。

第39表 製菓衛生師試験等実施状況

令和3年3月31日現在

保健所	区分	令和2年度		製菓衛生師名簿登録者数 (昭和42年度から令和2年度までの累計)	
		受験者数	合格者数	本県実施分	他県実施分
大 館		2	2	176	34
北秋田				39	7
能 代		2	1	131	15
秋田中央		51	37	458	66
由利本荘				84	22
大 仙		2	2	191	35
横 手				151	26
湯 沢		1		154	10
合 計		58	42	1,384	215
前年度		実施なし		1,373	208
前々年度		9	8	1,373	201

* 秋田中央保健所には、秋田市及び県外分を含む

※ 製菓衛生師試験は隔年度実施

第40表 製菓衛生師免許申請等状況

令和2年度

区分 保健所	申 請 件 数							免許取消
	計	免許証交付(受験地別)		登録事項 訂 正	登録削除	免 許 証 書換交付	免許証 再交付	
		本県合格者	他県合格者					
大 館	5	2	3					
北秋田								
能 代	1	1						
秋田中央	8	6				1	1	
由利本荘	1					1		
大 仙	4	2	2					
横 手	2		1			1		
湯 沢	1		1					
合 計	22	11	7			3	1	
前年度	8		7				1	

第41表 食品衛生管理者設置状況

令和3年3月31日現在

保健所 区分	管理者数	製造食品別		資 格 別			
		食肉製品	添加物	医師/獣医師/歯科医師/薬剤師	修 了 課 程		資格認定講習会
					畜産学／水産学	農芸化学	
大 館	7	4	3	1	2	1	3
北秋田	5		5				5
能 代	2	2					2
秋田中央							
由利本荘	3	3			1		2
大仙	6	5	1	1		2	3
横 手	3	2	1				3
湯 沢	3	2	1	2			1
合 計	29	18	11	4	3	3	19
前年度	30	19	11	5	1	6	18

第42表 ふぐ取扱講習会修了者数及び営業届出施設数

令和3年3月31日現在

区分 保健所	令和2年度講習会修了者数			講習会修了者数累計			届出施設数	届出施設の取扱種類(※重複あり)			
	処理課程	販売課程	計	処理課程	販売課程	計		処理	加工	調理	販売
大 館	講習会実績なし			86	44	130	39	20	2	21	16
北秋田				29	9	38	14	9		10	4
能 代				65	64	129	42	12	1	15	26
秋田中央				118	95	213	62	28	12	21	47
由利本荘				78	106	184	55	15	3	26	29
大 仙				121	68	189	54	23	2	33	23
横 手				107	65	172	36	13		20	15
湯 沢				32	53	85	46	17		38	13
計				636	504	1,140	348	137	20	184	173

* ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計。

第43表 自主管理推進状況

令和2年度

区分 支所別	食品衛生推進員巡回指導		食品衛生推進員 研 修	食品衛生責任者教育		食品等自主的 衛 生 検 査
	延人員	延施設数		養成講習	再教育研修	
鹿 角	105	476	9	29	57	249
大 館	44	517	8	49	33	185
北秋田	67	219	3	79	36	350
能 代	62	432	6	91	156	274
秋田中央	12	85	6	57	54	167
本 荘	229	1,055	10	120	111	198
角 館	87	559	7	54	184	255
大 曲	193	1,432	11	159	370	450
横 手	179	1,056	7	59	69	306
湯 沢	95	244	5	126	48	281
合 計	1,073	6,075	72	823	1,118	2,715
前年度	1,543	9,153	103	648	886	3,110
秋田市(参考)	6	44	12	192	120	187

※ 食品衛生推進員数 416名

第44表 食中毒警報発令状況

令和2年度

区分 食協支所	基準別発令回数 ※			発令回数 合 計
	1	2	3	
鹿 角	1	1		2
大 館	1	1		2
北秋田	1		1	2
能 代	3		1	4
秋田中央	1			1
由利本荘	2			2
角 館	4			4
大 曲	5	1		6
横 手	6			6
湯 沢	6			6
合 計	30	3	2	35
前年度	14	4	12	29
秋田市(参考)	10			10

※ 食中毒警報発令基準(公益社団法人 秋田県食品衛生協会)

1. 前日の最高気温が32℃以上で、かつ当日も最高気温が30℃以上になることが予想される場合。
2. 前日の平均気温に前日の平均湿度を乗じて得た値が2,200以上で、かつ当日も2,200以上になることが予想される場合。
3. その他必要と認めたとき。

第45表 と畜場設置状況

令和2年度

検査所	と畜場 番号	所管 と畜場	設置 者	設置許可		週 間 開 場 日 数	1日 当 た り の 処 理 能 力	年間最 大処理 能力	専任 と畜 検査員 配置数 (所長 含む)	年間開場日数		豚換算 と畜検査 頭数	1日平均	
				許 可 年 月 日	許 可 番 号					定 期 月～金	臨 時		と畜 検査 頭数	検査員 1人 当たり
秋田県 食肉衛 生 検査所	3	北鹿 食肉流通 センター	(株) ミート ランド	H8.3.1	指令環 － 1658	5	700	182,700	11	243	7	133,484	534	53
前年度							700	182,700	11	240	7	131,419	532	53

*「検査員1人当たりの検査頭数/日」は、食肉衛生検査所長を除き、豚換算と畜検査頭数を延人数で割った頭数(臨時開場日数を含む)

第46表 と畜検査実施状況(畜種別)

令和2年度

検査所	と畜場	牛			馬		豚	めん羊	山羊	計	豚換算頭数
		生後 1ヶ月 未満	生後 1ヶ月 以上 1年 未満	生後 1年 以上	生後 1年 未満	生後 1年 以上					
秋田県 食肉衛 生 検査所	北鹿 食肉流 通 セン ター						133,484			133,484	133,484
前 年 度							131,419			131,419	131,419

第47表 と畜検査に基づく措置状況(畜種別)

令和2年度

畜種	検査頭数	措置区分	処分実頭数	検査頭数に対する 処分実頭数の割合（％）	疾病処分件数																				計					
					細菌病					ウイルス・リクチャ病	原虫病	寄生虫病		その他の疾病																
					炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	のう虫病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物 による汚染	変性又は萎縮	その他
牛		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
とく		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
馬		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
豚	133,484	禁止																												
		全部廃棄	137	0.1	1					1							106	17			9	2		1					137	
		一部廃棄	40,623	30.4																1	849	6		46,717	1,932	8,676	58,181			
めん羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
山羊		禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
計	133,484	禁止																												
		全部廃棄	137	0.1	1					1							106	17			9	2		1					137	
		一部廃棄	40,623	30.4																1	849	6		46,717	1,932	8,676	58,181			
前年度	131,419	禁止																												
		全部廃棄	190	0.1	6					6							151	15	2	2			7	1				190		
		一部廃棄	45,940	35.0																5	1,094	6		50,912	2,073	12,231	66,321			

第48表 精密検査実施状況

令和2年度

	畜種等	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫・原虫検査	精密検査合計	措置(実頭数)			
			直接鏡検	一般培養	同定	その他	血液検査	細胞診	組織検査	その他	血液検査	尿検査	その他			合格	と殺禁止	全部廃棄	一部廃棄
食肉衛生検査所	牛																		
	馬																		
	豚	25	47	141	333			4	47	10	16				598			14	11
	鶏	19						1	134	7					142			19	
	小計	44	47	141	333			5	181	17	16				740			33	11
	調査研究										1,176			20	1,196				
	合計	44	47	141	333			5	181	17	1,192			20	1,936			33	11
前年度	小計	89	50	166	676			1	294		3				1,190	3		73	13
	調査研究			792	76						1,342		2,200	35	4,445				
	合計	89	50	958	752			1	294		1,345		2,200	35	5,635	3		73	13

第49表 と畜場の衛生管理に関する検査（ふきとり検査等）

令和2年度

検査所	検体別		検査実頭数	直接鏡検	一般培養	細菌同定	EHEC検査	GFAP	計
秋田県食肉衛生検査所	枝肉等	牛							
		馬							
		豚	70		590				590
		めん羊							
		鶏							
		計	70		590				590
	機械・器具等								
	合計		70		590				590
前年度	枝肉等		80		800				800
	機械・器具等								
	合計		80		800				800

第50表 食肉等モニタリング検査実施状況

令和2年度

検 査 項 目			牛肉	豚肉	鶏肉	その他 の家畜	計
抗 生 物 質	残留抗生物質簡易検査			16	36	2	54
	テトラサイクリン系	オキシテトラサイクリン		8	18	1	27
		クロルテトラサイクリン		8	18	1	27
		テトラサイクリン		8	18	1	27
	リンコマイシン系	リンコマイシン		16	36	2	54
マクロライド系	チルミコシン		16	18	1	35	
合 成 抗 菌 剤	サル フ ア 剤	スルファニトラン			18	1	19
		スルフィソキサゾール		8	36	2	46
		スルファピリジン		8	36	2	46
		スルファメトキシジアジン		8	18	1	27
		スルファチアゾール		16	18	1	35
		スルファジアジン		8	36	2	46
		スルファジミジン		16	18	1	35
		スルファジメトキシシン		8	18	1	27
		スルファメトキサゾール			18	1	19
		スルファメトキシピリダジン		8	18	1	27
		スルファメラジン		8	18	1	27
		スルファモノメトキシシン		8	18	1	27
		ジアベリジン		16	36	2	54
		スルファドキシシン			18	1	19
		スルファトロキサゾール		8	36	2	46
		スルファエトキシピリダジン		8			8
		スルファブプロモメタジンナトリウム			18	1	19
		スルファベンズアミド		16	36	2	54
	ニ ロ ン 系 キノ	ダノフロキサシン		16	18	1	35
		マルボフロキサシン		8	18	1	27
		オルビフロキサシン			36	2	38
		サラフロキサシン		8	18	1	27
		ジフロキサシン		8	18	1	27
	キノ 系 ロ	オキシリニック酸		8	18	1	27
		ナリジクス酸		8	36	2	46
		フルメキン		8			8
	ピリメタミン			8	36	2	46
	オルメトプリム				36	2	38
	トリメトプリム			8	36	2	46
	チアムリン			8	18	1	27
	フロルフェニコール				18	1	19
	寄生虫用剤	クロルスロン			8	18	1
殺虫剤	ファムフル			8	18	1	27
	トリクロルホン				18	1	19
鎮静剤	キシラジン				18	1	19
	クレンプテロール			16	12		28
検 査 件 数 計				336	948	52	1,336
前 年 度 計				966	746		1,712

* 検査部位：筋肉、腎臓

第51表 大規模食鳥処理場検査・処分状況

令和2年度

	施設数	検査羽数	措置区分	疾病別			合計
				ウイルス・クラミジア病	細菌病	その他の疾病	
大規模食鳥処理場 (ブロイラー)	1	154,908	禁止				
			全部廃棄	12	444	226	682
			一部廃棄			3,437	3,437
前年度	1	232,995	禁止				
			全部廃棄	41	827	404	1,272
			一部廃棄			6,432	6,432

第52表 認定小規模食鳥処理場措置状況

令和2年度

	施設数	立入検査(※1)	指導・助言(※2)	許可	休止	廃止	再開	処分件数					告発件数	
								事業許可取消命令	禁止命令	停止命令	整備改善命令	その他	無許可事業	その他
秋田県食肉衛生検査所	20	23	22	1		4								
前年度	23	30	25			3								

※1 法第38条に基づく立入検査の件数

※2 法第16条第9項に基づく助言・指導の件数で立入検査の内数

第53表 食鳥処理確認状況（食鳥別）

令和2年度

			合 計				
			ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	計
確 認 羽 数			286,067	3,397	4,713	1	294,178
異常の有無の確認・措置	生体の状況	廃 棄	212		1		213
	体表の状況	全部廃棄	4,285				4,285
		一部廃棄	445	2	19		466
	体壁内側面の状況	全部廃棄	275				275
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	101	24			125
		内 臓 全部廃棄	105	4			109
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	4,772		1		4,773
		一部廃棄	651	30	19		700
前年度	確 認 羽 数		318,251	4,219	5,912	6	328,388
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	3,420		15		3,435
		一部廃棄	1,936	71			2,007

第54表 食鳥処理衛生管理者設置状況

令和3年3月31日現在

	獣医師	大学・旧制大学又は旧制 専門学校で下記の課程を 修めて卒業した者		指定養成 施設を修 了した者	指定講習 会を修了 した者(*)	新 規 取得者数 (内数)	計
		獣医学	畜産学				
食鳥処理衛生管理者					50		50
前年度					62		62

* 指定講習会は、平成3年度から実施。

第55表 死亡獣畜取扱場等施設数及び監視指導状況

令和2年度

保健所	施設 数合 計	死亡獣畜取扱場						化 製 場								法第8条の規定による準用施設						監視 件数		
		小 計	解 体	埋 却	焼 却	行政 処分等		小 計	皮 革 製 造	油 脂 製 造	に か わ 製 造	肥 料 製 造	飼 料 製 造	そ の 他	行政 処分等		小 計	魚 介 類 原 料	鳥 類 原 料	貯 蔵	行政 処分等			
						許 可	廃 止								許 可	廃 止					許 可		廃 止	
大 館	8	5		4	1			2	1						1			1			1			4
北秋田	7	6	1	5													1			1			4	
能 代	5	5		5																				
秋田 中央	8	6		6													2	2			1		1	
由利 本荘	13	11		11			10										2			2			3	
大 仙	17	12	1	11				1	1								4			4			2	
横 手	4	3		3													1			1				
湯 沢	4	3		3			4										1			1				
計	66	51	2	48	1		14	3	2					1			12	2		10	1		14	
前年度	79	65	2	62	1			3	2					1			11	1		10			24	
秋田市 (参考)	2	2		1	1												1			1	1		3	

下段は、化製場で原皮等を貯蔵している場合。

第56表 死亡獣畜取扱場利用状況

令和2年度

保健所別		利 用 状 況						計
		牛	馬	豚	めん羊	山 羊	その他	
大 館	解体							
	埋却							
	焼却			5,551				5,551
	貯蔵							
	小 計			5,551				5,551
北秋田	解体	62						62
	埋却							
	焼却							
	貯蔵	199	5		1		1	206
	小 計	261	5		1		1	268
能 代	解体							
	埋却	29			20		1	50
	焼却							
	貯蔵							
	小 計	29			20		1	50
秋田中央	解体							
	埋却	1					3	4
	焼却							
	貯蔵							
	小 計	1					3	4
由利本荘	解体							
	埋却	4		1				5
	焼却							
	貯蔵	222	2	1,692		1		1,917
	小 計	226	2	1,693		1		1,922
大 仙	解体	114						114
	埋却							
	焼却							
	貯蔵	224		676		1		901
	小 計	338		676		1		1,015
横 手	解体							
	埋却							
	焼却							
	貯蔵	76		457		2		535
	小 計	76		457		2		535
湯 沢	解体							
	埋却							
	焼却							
	貯蔵	220		172				392
	小 計	220		172				392
合 計	解体	176						176
	埋却	34		1	20		4	59
	焼却			5,551				5,551
	貯蔵	941	7	2,997	1	4	1	3,951
	小 計	1,151	7	8,549	21	4	5	9,737
前年度	解体	155						155
	埋却	40	1		11		2	54
	焼却			5,050				5,050
	貯蔵	1,189	8	2,987		1	3	4,188
	小 計	1,384	9	8,037	11	1	5	9,447

第57表 畜舎等施設数(指定区域内)及び行政処分等

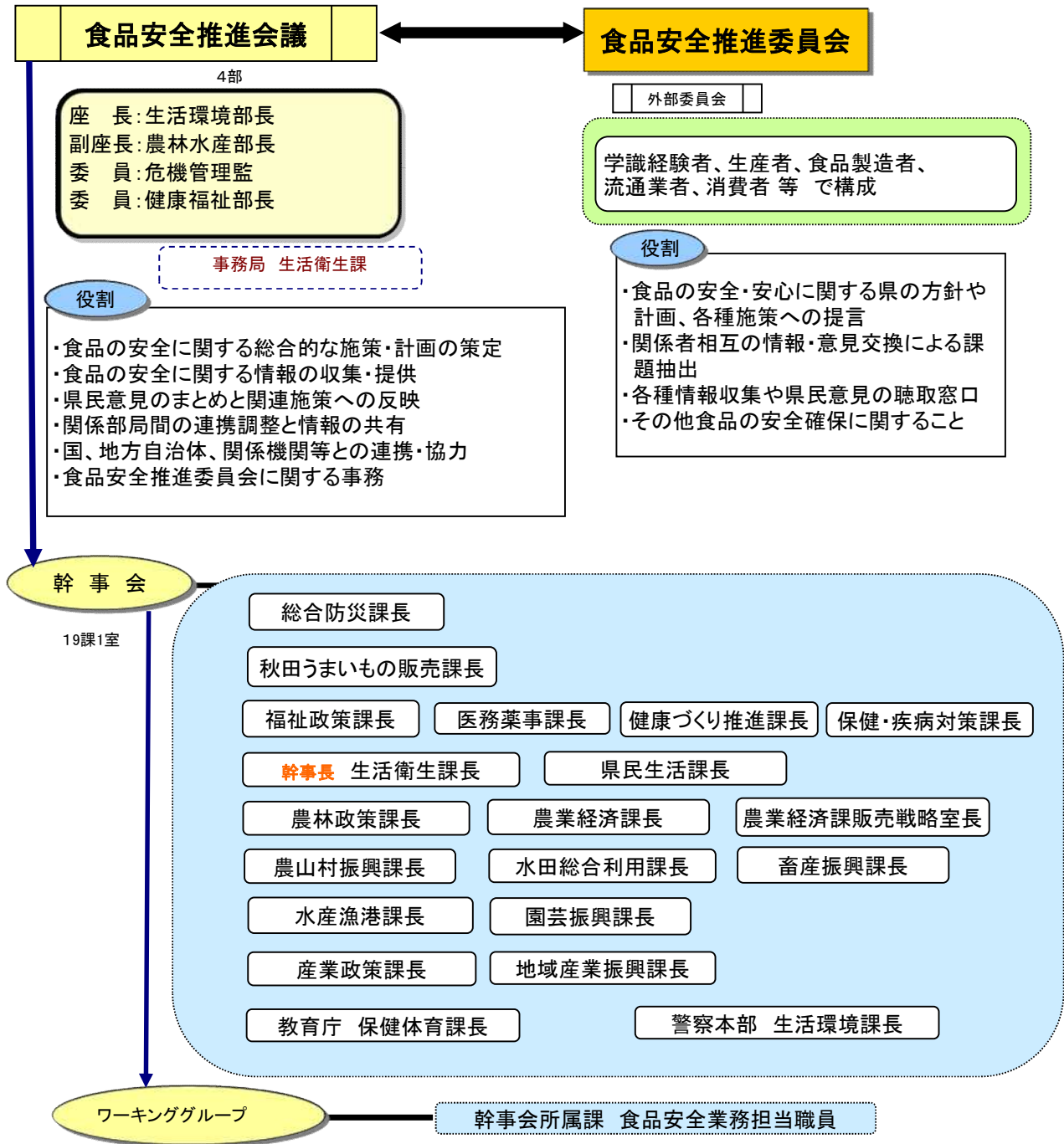
令和2年度

保健所及び市町村	施 設 数									行政処分等			監視 件数
	計	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる	許 可	廃 止	指示 書	
大 館													
北秋田	【区域指定無し】												
能 代	1						1						
秋田中央													
由利本荘	4	4											
大 仙													
横 手													
湯 沢													
横手市													
男鹿市	1	1											
湯沢市													
鹿角市													
潟上市	12	9	2			1							
大仙市													
北秋田市	4	2					2						
仙北市	1	1											
小坂町													
藤里町	【区域指定無し】												
三種町	【区域指定無し】												
八峰町	【区域指定無し】												
五城目町													
美郷町													
羽後町	【区域指定無し】												
東成瀬村	【区域指定無し】												
合 計	23	17	2			1	3						
前年度	23	17	2			1	3				2		2
秋田市 (参考)	10	1		2			6	1					9

第 5 8 表 秋田県食品安全推進会議の構成機関

令和3年4月1日現在

生産から流通、消費に至る食品安全推進施策を総合的に推進するため、庁内関係部署の連携強化を図る組織として、「秋田県食品安全推進会議」を平成15年7月1日付けで設置しました。



第59表 秋田県食品安全推進委員会及び秋田県食品安全推進会議の開催状況等

(令和3年4月1日現在)

□ 食品安全推進行政のこれまでの動き

【国】

- H13年 国内で牛海綿状脳症（BSE）発生
- H15年5月 「食品安全基本法」制定
- H15年7月 内閣府「食品安全委員会」設置
- H21年9月 内閣府「消費者庁」設置

【秋田県】

- H15年 7月 「秋田県食品安全推進会議」設置（庁内連携）
- H15年10月 「秋田県食品安全推進委員会」設置
- H16年 3月 「秋田県食品の安全・安心に関する条例」制定(同年4月1日施行)
- H16年10月 「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」策定
- H19年12月 「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」一部改訂
- H23年 4月 「第2次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行
- H28年 4月 「第3次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行
- H28年 7月 アクションプラン（28～30年度）策定
- R 3年 4月 「第4次 秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」施行

□ 食品安全推進委員会

- (開催内容)
- 「秋田県食品の安全・安心に関する条例」、「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」、「食品の安全・安心のためのアクションプラン」の制定・改訂に関する意見、提言
 - 各年度の事業計画・事業実績に関する意見・提言
 - その他、食品安全・安心に関する意見・提言

(開催回数) 年1回開催

□ 食品安全推進会議・幹事会・ワーキンググループ会議

- (開催内容)
- 食品安全に関する施策・計画の制定・改訂に関すること
 - 食品安全に関する対応方針・協議に関すること
 - 県民意見の施策・事業への反映に関すること
 - その他、情報の共有化・連携、協力に関すること
 - 開催例：BSE検査対応協議
鳥インフルエンザ対応方針検討
適用外農薬使用対応協議
動物用医薬品残留問題対応協議
食品の安全・安心のためのアクションプラン策定協議
第4次食品の安全・安心に関する基本計画策定協議

(開催回数) 協議案件発生により招集開催

第60表 秋田県食品安全推進委員会委員名簿

(敬称略、令和3年4月1日現在)

	所 属	職 名	氏 名
生産者 代表	J A全農あきた 園芸畜産部	部 長	武 藤 隆 繁
	秋田県漁業協同組合	専務理事	工 藤 裕 紀
	株式会社 健康米 味楽農場	代表取締役	藤 村 幸
事業者 代表	秋田米飯給食事業協同組合 食品衛生検査室	課 長	鴨 田 陽 子
	株式会社 秋田ニューハーフファーム	代表取締役社長	齋 藤 英 則
	株式会社 I M I	代表取締役	タベルスキ マイケル
	株式会社 マルダイ 営業部生鮮課	課 長	寺 田 朋 和
消費者 代表	(公募委員)		齋 藤 節 子
	(公募委員)		古 城 祐 子
	(公募委員)		石 塚 祐
学識 経験者	聖霊女子短期大学 生活文化科	教 授	塚 田 三香子
	秋田県立大学 応用生物学科 微生物機能グループ バイオテクノロジーセンター	センター長	福 島 淳

第 6 1 表 食品安全地域懇談会の開催状況

開催地区	開催年月日	開催地／場所	参加 人数	テーマ・対象者・内容
大館	R2. 11. 24	比内支援学校 かづの校	6 6	「手洗いで防ぐ食中毒」 対象：消費者（小学生、中学生、高校生、保護者、職員） ・事業者・行政 内容：食品衛生講習会、手洗い教室、意見交換
北秋田	R2. 10. 20	米内沢保育園	2 7	「家庭のできる HACCP と衛生的な手洗い」 対象：消費者（園児、職員）・事業者・行政 内容：食品衛生講習会、手洗い教室
	R2. 10. 28	鷹巣中央保育園	4 5	
能代	実施なし			
中央	R2. 8. 6	天王グリーンランド	3 7	「手洗い体験、手洗い教室」 対象：消費者・事業者・行政 内容：うちわ、チラシ配布、手洗い教室、ポスター展示
由利本荘	R2. 10. 13	ハーブワールドAKITA	2 2	「一日食品衛生指導員」 対象：消費者・事業者・行政 内容：施設見学、手洗い講習、意見交換
	R2. 10. 28	由利本荘市／紫水館	1 6	
	R2. 11. 10	温泉保養センターはまなす	2 0	
大仙	実施なし			
横手	R2. 10. 31	秋田ふるさと村	1 6 3	「できるかな？正しい手洗い！」 対象：消費者・事業者・行政 内容：食品衛生講習、手洗い教室、クイズ、パネル展示 缶バッジ、プラ板キーホルダー作成
湯沢	実施なし			
計			3 9 6	

狂犬病予防、動物の愛護及び管理

事務事業実施方針(狂犬病予防、動物の愛護及び管理)

県では、環境大臣が定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の見直しを踏まえ、「秋田県動物愛護管理推進計画」を見直し、平成28年3月に「2次計画」を策定した。この計画の基本理念“人と動物が調和しつつ共生する社会の形成”に基づき、業務を推進する。

1 狂犬病予防

市町村及び獣医師会との連携により、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を指導する。

2 犬の危害防止

犬による危害を未然に防ぐため、巡回による犬取締り及び指導を行う。
また犬の適正飼養、危害防止について、飼い主に対する指導の他、広く県民への普及啓発に努める。

3 動物の愛護及び管理

1)動物愛護思想の普及啓発

動物の愛護と適正飼養について県民の理解と関心を深めることを目的として、犬の適正飼養講習会や犬のしつけ方教室を行うほか、「動物愛護週間(毎年9月20日～26日)」には動物愛護フェスティバルを開催し、動物愛護思想の普及啓発の推進を図る。

2)動物取扱業、特定動物

令和元年6月1日の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定及び幼齢の犬猫に係る販売等の制限に関する規定が定められたため、基準の普及・遵守指導を図る。

また、特定動物による事故が二度と起こらないよう特定動物飼養施設への立ち入り、保管管理の指導を徹底して実施する。

第62表 狂犬病予防業務等実施状況

令和2年度

保健所等	登 録 状 況												狂犬病予防注射状況				抑留犬 飼養管理状況	
	登録頭数 （期間末原簿総数）	登録申請頭数	鑑札再交付数	犬死亡届出件数	犬の所在地変更届						所有者の氏名・住所変更届	所有者の変更届	集合注射頭数	個別注射頭数	小 計	注射済票の再交付数	抑留犬管理件数	飼養管理延日数
					県外からの移動 （引換え交付）	県外への移動	管外（県内）からの移動	管外（県内）への移動	管内の移動	計								
大 館	4,199	261	10	390	12	12	11	13	21	69	6	11	1,637	1,406	3,043	2	9	30
北秋田	1,368	81	1	164	4	2	9	2	15	32	9	6	681	399	1,080			
能 代	2,680	162	5	259	14	5	18	11	1	49	20	1	754	1,151	1,905		2	2
動物愛護 センター	3,239	191	1	394	14	5	23	14	2	58	5	10	1,749	637	2,386		1	6
由利本荘	3,885	246	1	418	23	12	28	14	30	107	24	23	2,077	1,239	3,316	1	5	15
大 仙	5,035	315	10	488	17	11	37	25	7	97	10	4	1,238	2,477	3,715		1	18
横 手	2,746	165	6	210	15	18	11	9	22	75	24	30	1,085	1,052	2,137		1	1
湯 沢	1,529	74		171	9	1	14	10	4	38	41	17	988	408	1,396		2	9
合 計	24,681	1,495	34	2,494	108	66	151	98	102	525	139	102	10,209	8,769	18,978	3	21	81
前年度	25,599	1,509	36	2,418	131	58	132	99	81	501	147	117	11,912	8,047	19,959	6	26	101
秋田市 （参考）	12,194	866	15	889	134	189			277	600			1,243	8,615	9,858	2	9	30

第63表 犬の危害防止業務実施状況

令和2年度

保健所等	抑 留 状 況							処 分 状 況							行 政 措 置 等							薬 殺	
	捕獲頭数	負傷犬（捕獲頭数の内数）	動愛法35条第3項の拾得	引き取り申請状況			合計	飼い主返還	負傷犬（飼い主返還の内数）	動物愛護センターへの移送	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	実施地区	頭数
				申請件数	頭 数																		
					生後91日以上	生後91日未満																	
大館	10		1	8	12	6	29	9		20				29		7	9			7	22		
北秋田				3	3		3			3				3		3	1			2	3		
能代	40	(1)	31	4	4		75	2		72			1	75		3	2			4			
動物愛護センター	14		4	2	2		20	1			51	81	1	134		1	3			4	3		
由利本荘	7			3	3		10	5		5				10			5			5			
大仙	1			5	5		6	1		5				6			1			5	3		
横手	2						2	1		1				2						2	13		
湯沢	2						2	2						2		3	2	2		4	6		
合計	76	(1)	36	25	29	6	147	21		106	51	81	2	155		17	23	2		33	50		
前年度	88		7	21	21		116	26		51	26	46	6	104		18	23	1		43	44		
（参考）秋田市	9		1	6	6		16	8			2	7		17			8						

*秋田市は、動物愛護センターへ処分委託。

R1→R2へ17頭繰り越し(動物愛護センター15頭、大仙保健所2頭)

R2→R3へ9頭繰り越し(動物愛護センター9頭)

第64表 犬に関する被害・苦情の届出状況

令和2年度

保健所等	被害・苦情の届出件数	計	一般苦情					衛生上の苦情					被害							咬傷件数	加害犬実頭数	咬傷加害犬（頭数）						飼い主不明	野犬放浪犬
			小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	鳴き声等	その他	小計	脱糞・排尿	悪臭	脱毛	その他	小計	咬傷を受けた者		咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他			飼い主判明	内 訳						
														飼い主・家族	それ以外								登 録		けい留				
																							あり	なし	あり	なし			
大館	59	85	57	32	4	6	15	20	20				8	1	4		1		2	5	5	5	5		3	2			
北秋田	8	11	6	5		1		2	1	1			3		2	1				2	1	1	1		1				
能代	38	55	53	52		1							2		2					2	2	1	1			1		1	
動物愛護センター	21	21	16	5	1		10						5		2	2		1		2	2	2	2		1	1			
由利本荘	16	22	16	11		4	1	5	1	2		2	1		1					1	1	1		1		1			
大仙	14	14	10	7		1	2						4		4					4	4	4	3	1	4				
横手	19	25	18	7	2	4	5	1	1				6		4	1	1			4	4	4	3	1	3	1			
湯沢	9	9	7	3	1	3		1	1				1		1					1	1	1	1			1			
合 計	184	242	183	122	8	20	33	29	24	3		2	30	1	20	4	2	1	2	21	20	19	16	3	12	7		1	
前年度	210	252	193	136	10	24	23	25	16	5	3	1	34		23	1	4	1	5	23	23	20	19	4	12	11			
秋田市	76	76	45	26		11	8	21	20	1			10		7		3			7	7	7	7		4	3			

第65表 犬による咬傷事故状況

令和2年度

	咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	被害者		咬傷事故被害者										咬傷事故発生時間帯					咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生時における被害者の状況					咬傷事故後の犬の状況					咬傷事故の発生場所						
			飼い主・家族	その他	就学前の者		小学生		中学生		その他		計		9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等に係留中	係留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	係留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引き取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等の周辺	公共の場所	その他			
																																							男	女	男
飼い犬	登録	19	17	2	17					1				9	9	9	10	4	4	2	6	3	5	2	2		10	2	2	5	5	1	4		1	15	2		8	8	3
		未登録	2	2		2								2		2			1	1				1			1	1							2		1	1			
	飼い主不明																																								
(放浪犬)		1	1		1								1			1						1												1				1			
計		22	20	2	20					1			12	9	12	10	5	6	2	6	3	6	2	2	1	11	2	3	6	6	1	4	1	1	17	2		9	9	4	
前年度		23	23		23					3	3	1		4	12	8	15	8	3	1	6	5	3	7	10		3	3	1	4	11	3	1		2	21			7	15	1
(参考)		7	7		7								4	3	4	3	3										1		1	2		3			1	6			1	5	1

※ 「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

第66表 犬猫搬送車等運行状況

令和2年度

保健所等	運 行 日 数			業 務 内 容 （日数）				
	犬猫搬送車	飼い方指導車	その他の車	苦情処理	咬傷事故調査	広報・啓発	飼い方教室等	その他
大 館 （＊１）	104.5	24.5	15.0	32.5	4.5	1.0		1.5
北秋田 （＊２）			7.5	110.0	0.5	0.5		1.0
能 代 （＊１）		26.0	12.5	37.5	1.0			
動物愛護 センター （＊２）	12.5	9.5	2.5	10.5	3.5	2.0	8.5	
由利本荘 （＊１）		2.0	2.5	4.0	1.0			
大 仙 （＊２）	48.0		20.5	5.5	4.5	7.5	0.5	1.0
横 手 （＊１）			11.0	5.5	3.5			2.0
湯 沢 （＊１）			54.0	53.5	0.5			
合 計	165.0	62.0	125.5	259.0	19.0	11.0	9.0	5.5
前年度	181.0	36.5	54.5	168.5	26.5	19.5	8.0	14.0

* 1 業務内容は、「飼い方指導車」及び「その他の車」による業務実績分

* 2 犬猫搬送車配置場所

第67表 犬に関する相談受理状況

令和2年度

保健所等	相談受理件数	計	引き取り申請等	犬引取り申請等のうち (飼養継続)	犬引取り申請等のうち (引取拒否)	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	死亡犬	その他
大 館	76	82	15	(5)		9	1	12	12	20		13
北秋田	23	23	6	(2)		3		1	4		1	8
能 代	35	35	10		(1)	1	2	4	7	7	1	3
動物愛護センター	51	54	2	(2)		3	11	7	19	6		6
由利本荘	54	54	11	(6)		2	5	7	11	10		8
大 仙	65	67	12	(6)	(1)	13	4	9	19	6	3	1
横 手	37	40	2			10	2	4	10	1	3	8
湯 沢	7	7					2	1	1		3	
合 計	348	362	58	(21)	(1)	41	27	45	83	50	11	47
前年度	479	490	82	(46)	(1)	39	33	90	118	70	12	46
秋田市(参考)	61	61	14	－	8	1	2	5	19	10		10

第68表 猫苦情等届出状況

令和2年度

保健所等	計	引取り・収容							苦 情						飼い方相談等					
		小計	引取り申請	引取り相談対応後、飼養継続になつた件数(再掲)	引取り拒否件数(再掲)	飼い主不明猫収容	負傷・死亡猫収容	その他	小計	鳴き声	脱糞・悪臭等	家畜・ペット等の被害	農地・庭園等の被害	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	譲渡相談	その他
大 館	145	68	19			37	9	3	39	5	22		3	9	38	2	19	12	3	2
北秋田	216	132	48	(8)		78	5	1	16		8		4	4	68	6	25	2	11	24
能 代	95	54	13			22	16	3	13	1	7		3	2	28		13	8	2	5
動物愛護センター	173	109	49	(33)		50	6	4	16	2	7			7	48	4	38	1	4	1
由利本荘	145	61	14			22	11	14	29	1	11		8	9	55	2	42	6	2	3
大 仙	352	235	90	(65)		130	10	5	60	1	29	2	12	16	57	5	37		7	8
横 手	226	107	23	(6)		60	17	7	65	6	23		11	25	54	3	24	3	8	16
湯 沢	107	60	28	(2)		26	5	1	21		9	1	5	6	26	1	20	3		2
合 計	1,459	826	284	(114)		425	79	38	259	16	116	3	46	78	374	23	218	35	37	61
秋田市 (参考)	583	295	38		28	202	55		134	3	114			17	154	1	102	36	6	9

第69表 猫の引取り事務等

令和2年度

保 健 所 等			北秋田	動物愛護 センター	大 仙	合 計	前年度	秋田市
猫引取り 申 請	申 請 件 数		48	98	193	339	201	13
	内 訳	生後91日以上の猫の匹数	117	57	172	346	185	44
		生後90日以内の猫の匹数	63	41	75	179	135	7
		匹 数 計	180	98	247	525	320	51
拾得等による収容	収容・措置依頼件数		65	197	87	349	199	119
	内 訳	生後91日以上(推定含む)の猫の匹数	39	16	45	100	26	21
		生後90日以内(推定含む)の猫の匹数	88	135	166	389	256	141
		負傷猫の匹数(年齢問わず)		46		46	36	35
		匹 数 計	127	197	211	535	318	197
移送状況	動物愛護センターへの移送		303		450	753	458	
処分状況	内 訳	殺 処 分		436		436	201	128
		返 還	3	1	2	6	2	4
		譲 渡		428	5	433	339	125
		そ の 他	4	161	30	195	68	1
		匹 数 計	306	1,026	458	1,070	610	258

* R1→R2へ27頭繰り越し(動物愛護センター27頭)

* R2→R3へ17頭繰り越し(動物愛護センター16頭、北秋田保健所1頭)

猫の引き取り申請受理は、平成9年度から実施。

第70表 第一種動物取扱業施設数

令和2年度

		期末総数	新規登録	登録更新	事項変更	廃止
第一種動物取扱業事業所数		399	29	29	43	35
登録業種内訳 (重複有り)	販売	192	11	14	19	23
	販売のうち犬猫等販売業	147	9	7	8	15
	犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	103	8	6	2	11
	保管	209	14	17	16	12
	貸出し	44	2	3	7	3
	訓練	33	1	3	8	1
	展示	123	11	3	15	12
	競りあっせん業					
	譲受飼養	1				
	内訳計	602	39	40	65	51
前年度		613	64	22	80	50

第71表 第二種動物取扱業施設数

令和2年度

		期末総数	新規届出	事項変更	廃止
第二種動物取扱業事業所数		5			
届出業種内訳 (重複有り)	譲渡	4			
	保管	1			
	貸出し				
	訓練	1			
	展示	2			
内訳計		8			
前年度		9	4		

※ 改正動物の愛護及び管理に関する法律(平成25年9月1日施行)に基づく件数を計上

第72表 特定動物の飼養許可等の状況

令和2年度

施設数	事業所数	許可		事項変更	廃止	不許可	立入施設数	立入件数	指導	措置命令	許可取消	告発
		新規	変更									
51	7	14		3			51	64				

第73表 動物取扱業者の立入指導状況

令和2年度

		立入施設数	立入件数	指導	勧告	措置命令	停止命令	登録取消	告発
第一種動物取扱業		34	62	3					
登録業種内訳（重複有り）	販売	18	27	2					
	販売のうち犬猫等販売業	10	14	2					
	犬猫等販売業のうち繁殖を行う者	7	12	1					
	保管	14	15						
	貸出し	3	5						
	訓練	1	1						
	展示	7	14	1					
	競りあわせん業								
	譲受飼養								
内訳計		43	62	3					
第二種動物取扱業		1	1						
届出業種内訳（重複有り）	譲渡	1	1						
	保管	1	1						
	貸出し								
	訓練	1	1						
	展示	1	1						
内訳計		4	4						

水 道

事務事業実施方針（水道）

1 水道施設の整備

市町村が実施する水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図るため、国庫補助事業の活用等、市町村への指導監督を行う。

2 水道施設の維持管理の強化

- 1) 水道事業者に対し、「秋田県水質管理計画」に基づく水質監視の実施を指導する。
- 2) 水道施設の維持管理の徹底を図るため、水道週間を中心として水道事業者等の立入検査を実施する。
- 3) 飲用井戸設置者に対し、町村と連携して「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく衛生指導を行う。

また、地下水質の悪い地域を把握した場合等には、市町村に対して水道整備等の必要な措置をとるよう指導する。

3 水道整備計画の推進

秋田県水道整備基本構想（秋田県版地域水道ビジョン）に基づき、「水道事業ビジョン」を策定していない各市町村に対して策定を指導し、策定した市町村に対しては、「安全・快適な水の供給の確保」、「災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上」、「運営基盤の強化や技術力の確保」などを行うための指導や助言を行う。

また、県内各市町村の水道事業における水道供給の枠組みの再構築・広域化を指導する。

（参考）

水道施設整備国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用状況（令和2年度）

a) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業

水道がまだ布設されていない地域への整備や簡易水道事業の統合等に対する補助

・水道未普及地域解消事業 0市 0事業

b) 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

水道事業の用に供するダム等の水道水源開発や、水道原水水質改善のため高度な処理を行う浄水施設整備に対する補助

・水道水源開発等施設整備費 4市町 5事業

c) 生活基盤施設耐震化等交付金事業

水道施設の耐震化や老朽化対策、広域連携に関する経費に対する補助

・飛地地区	1市	2事業
・統合簡易水道	1村	1事業
・給水区域内無水源	2市	2事業
・緊急時用連絡管	2市町	2事業
・老朽管更新事業	4市	5事業
・水道管路緊急改善事業	3市町	3事業
・区域拡張	1市	2事業

第 7 4 表 水道の種類別による給水人口及び普及率の推移

種類 年度	行政区域 内総人口	上 水 道		簡 易 水 道		専 用 水 道	
		箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
5	1, 211, 202	34	740, 129	516	271, 286	17	4, 825
6	1, 210, 331	35	749, 602	506	266, 420	17	5, 028
7	1, 207, 232	35	751, 937	506	268, 156	17	3, 541
8	1, 203, 873	35	755, 366	503	266, 844	20	3, 540
9	1, 199, 500	35	761, 372	496	266, 307	20	3, 537
1 0	1, 194, 696	36	765, 057	489	263, 885	20	3, 697
1 1	1, 189, 262	36	772, 979	476	262, 639	14	3, 623
1 2	1, 181, 030	36	799, 054	402	236, 399	9	2, 198
1 3	1, 175, 452	36	805, 394	342	225, 078	9	2, 117
1 4	1, 167, 745	39	816, 217	314	205, 415	95	5, 088
1 5	1, 159, 820	39	818, 190	293	200, 076	97	4, 339
1 6	1, 150, 438	34	820, 455	262	193, 608	105	7, 766
1 7	1, 136, 927	26	814, 992	256	193, 188	105	7, 093
1 8	1, 125, 222	24	827, 285	242	173, 341	102	6, 291
1 9	1, 112, 188	24	820, 194	239	171, 310	101	6, 559
2 0	1, 099, 832	24	832, 687	212	149, 379	96	6, 990
2 1	1, 089, 375	22	831, 703	202	144, 551	93	8, 693
2 2	1, 078, 901	22	827, 617	195	140, 560	92	5, 243
2 3	1, 066, 010	22	820, 044	194	137, 464	93	5, 503
2 4	1, 053, 012	23	818, 860	182	130, 516	93	4, 157
2 5	1, 041, 789	23	811, 885	182	129, 439	92	3, 892
2 6	1, 026, 835	23	803, 174	178	126, 841	93	3, 839
2 7	1, 013, 528	23	797, 264	176	124, 560	95	3, 864
2 8	999, 203	22	832, 580	122	74, 858	95	3, 624
2 9	984, 474	22	824, 985	109	71, 253	93	3, 512
3 0	970, 154	22	816, 227	105	69, 478	90	3, 447
R元	956, 004	22	805, 353	105	68, 187	92	3, 295

各年度とも3月31日現在

小 計		普及率 (%)		小規模水道		合 計	
箇所	給水人口	秋田県	全国平均	箇所	給水人口	箇所	給水人口
567	1,016,240	83.9	95.3	318	18,440	885	1,034,680
558	1,021,050	84.4	95.5	308	17,555	866	1,038,605
558	1,023,634	84.8	95.8	305	17,360	863	1,040,994
558	1,025,750	85.2	96.0	301	17,107	859	1,042,857
551	1,031,216	86.0	96.1	297	16,581	848	1,047,797
545	1,032,639	86.4	96.3	284	15,603	829	1,048,242
526	1,039,241	87.4	96.4	265	14,386	791	1,053,627
447	1,037,651	87.9	96.6	229	12,044	676	1,049,695
387	1,032,589	87.8	96.7	206	10,772	593	1,043,361
448	1,026,720	87.9	96.8	164	8,565	612	1,035,285
429	1,022,605	88.2	96.9	161	8,434	590	1,031,039
401	1,021,829	88.8	97.1	161	8,584	562	1,030,413
387	1,015,273	89.3	97.2	154	7,896	541	1,023,169
368	1,006,917	89.5	97.3	152	7,796	520	1,014,713
364	998,063	89.7	97.4	151	7,650	515	1,005,713
332	989,056	89.9	97.5	136	6,611	468	995,667
317	984,947	90.4	97.5	110	5,043	427	989,990
309	973,420	90.2	97.5	108	4,910	417	978,330
309	963,011	90.3	97.6	110	5,028	419	968,039
298	953,533	90.6	97.7	109	4,846	407	958,379
297	945,216	90.7	97.7	106	4,725	403	949,941
294	933,854	90.9	97.8	105	4,552	399	938,406
293	925,688	91.3	97.9	100	4,323	394	930,011
293	911,062	91.2	97.9	95	4,171	334	915,233
224	899,750	91.4	98.0	94	4,104	318	903,854
217	889,152	91.7	98.0	95	4,176	312	893,328
219	876,835	91.7	98.1	89	3,900	308	880,735

第 7 5 表 簡易専用水道施設数

令和 3 年 3 月 3 1 日現在

市町村・保健所 容量		保健所								市 町 村																				合 計						
		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計	秋田市	鹿角市	大館市	小坂町	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	八峰町	三種町	男鹿市	湯上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	由利本荘市	にかほ市	大仙市		仙北市	美郷町	横手市	湯沢市	羽後町	東成瀬村
10㎡超～20㎡					4					4	214	18	44	2	16	5	30	1	3	5	17	9	6			3	34	12	32	15	5	37	19	6	537	
20㎡超					5					5	304	15	40	3	9		33			6	19	9	3			2	36	13	26	17	2	44	21	7	2	616
計					9					9	518	33	84	5	25	5	63	1	3	11	36	18	9			5	70	25	58	32	7	81	40	13	2	1153

第 7 6 表 水道施設別監視指導件数

令和2年度

施 設 保 健 所		大	北	能	秋	由	大	横	湯	市
	計	館	秋	代	田	利	仙	手	沢	町
上 水 道	3	1	1						1	計
簡 易 水 道	42	8	4	7			10		13	
小 規 模 水 道	60	13		24		1				22
専 用 水 道	22									22
簡易専用水道	51									51
計	178	22	5	31	0	1	10	0	14	95